

令和3年度
町政執行方針



令和3年3月

上富良野町

令和３年度 町政執行方針

令和３年第１回定例町議会にあたり、町政執行方針につきまして申し上げます。

昨年の１２月２７日より向山前町長の後任として、多くの町民の皆さまからの力強いご支援をいただき、町長の職を担うこととなりました。初めてお示しする町政執行方針であることから、まずは私の所信について少し述べさせていただきたいと思っています。

わが町上富良野町は、明治３０年に開拓が始まって以来１２４年、多くの先人の努力により幾多の困難を克服し今日の発展につながっています。これら先人の方々より受け継いだ上富良野町を更に良い形で次の世代に引き継いでいくことが現代を生きる私たちの希望であり、町長である私の最大の責務であると考えております。

直面する最優先の課題としましては、何よりも新型コロナウイルス感染症への対応であり、その対策に万全を尽くしてまいります。

町政運営の根幹の一つである町民の皆さまの生命、財産及び日常生活を守るため、福祉、医療、防災など、安全安心な暮らしを実現するために取り組んでまいります。

基幹産業、町の３本柱である農業の振興、商工観光業の振興、自衛隊との共存共栄に向けましては、スマート農業を進めるとともに、「農」と「食」とを連動させた新たな観光の創出を図り、農業の生産性や収益性、農産物の付加価値をさらに高めることにより、農業所得の向上と新規就農者の確保にもつなげてまいります。

また、地元企業の経営や雇用の下支え、企業誘致の推進を継続するなど、地域経済の力強い回復と好循環に向けた取り組みにより新規卒業者、退職自衛官を含めた地域雇用の確保、拡大を進めてまいります。

以上、一端を申し上げましたが、私の目指すものは、少子高齢化や人口減少の局面を迎えてもしっかりと「活力あるまちづくり 魅力あるまちづくり 持続可能なまちづくり」を進めることで、極めてシンプルです。

私は、町政運営において一番大事なことは、町民の皆さまとの信頼であると考えております。職員一人ひとりが、町民のために仕事をするということを自覚し、町民の笑顔のために働くという意識改革とともに、資質・能力の向上に努めていく成果として、少しずつ町民の皆さまから信頼される役場になっていくものと思っております。より一層町民の役に立つ所となるよう、私自身が先頭に立って、職員とともに現場に出向き、町民の皆さまと対話を重ねながら、町民皆様の声で『かみふ』をつくる、信頼される役場を目指してまいります。

そして、町民の皆さまからの信頼を力として、地域力を結集した、町民参加による「オールかみふ」「チームかみふ」として、未来に向けたまちづくりに取り組んでまいりますので、町民の皆様並びに議員の皆様に、特段のご理解とご協力を切にお願いいたします。

さて、様々な分野において暗い影を落としている新型コロナウイルス感染症ですが、一日も早い終息に向けてワクチン接種の準備が一部医療従事者を対象に開始されました。

我が国の経済は、この感染症の拡大により甚大な影響を受けており、これまで経験したことのないような危機に直面しております。

このような状況の中、国は、感染拡大防止と社会活動の両立を図りながら経済を内需主導で成長軌道に戻すとともに、感染拡大により浮き彫りとなった課題やリスクを克服し、「新たな日常」を通じた質の高い経済社会の実現を目指す取り組みを推進していくこととしており、本年度予算については、通常分と臨時・特別措置分及び新型コロナウイルス感染症対策予備費 5 兆円を含め、9 年連続で過去最大となる 1 0 6 兆 6 , 0 9 7 億円の予算案を閣議決定し、国会において審議されているところであります。

一方、地方財政計画の一般財源総額について、普通交付税の交付団体ベースで、前年度比 0 . 4 %、2 , 4 1 4 億円増の 6 1 兆 9 , 9 3 2 億円と前年度並みが確保され、地方交付税については、1 7 兆 4 , 3 8 5 億円で前年度比 5 . 1 %、8 , 5 0 3 億円の増となっておりますが、人口の少ない多くの地方公共団体においては、元来、地方税収の増加は見込めない中、急速に進行している少子高齢化をはじめ、日々複雑化、多様化する行政ニーズに対応するための財源確保にあたっては、依然として厳しい状況にあります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等の大幅な減収、令和 2 年度に実施された国勢調査における人口動向など、影響は、見通せない状況となっております。

本町におきましても、地方税収など自主財源の大きな伸びが見込めない中で、地方交付税をはじめとする一般財源の約 9 割が経常的な支出に充てられているうえ、全収入の約 4 分の 3 が依存財源という、柔軟性に乏しい財政構造となっている実態にあります。

歳出面においては、ここ数年にわたり実施してまいりました学校耐震改修事業、公営住宅建設事業、農業基盤整備などの公共投資に伴う償還費が増高している一方で、自立した地域を維持するための産業振興、地域社会のデジタル化、加速する少子高齢

化、人口減少への対応、子育てや介護など幅広い社会福祉環境の整備をはじめ、懸案となっている大雨などの自然災害に対する恒久的防災対策、老朽化が進む社会資本の長寿命化など、様々な行政課題に対応するための継続的な財政需要が想定されております。

さらに、今後におきましては町立病院の建設等、大きな公共投資も予定されるところであり、中長期的な見通しに基づく財政運営により、活力あるまちづくりと自治体経営の安定化との両立を図っていかねばならないと認識しているところであります。

このように、財政的には依然として厳しい状況ではありますが、町民の皆様が「かみふらの」に愛着を持ち、夢と希望に満ちたまちづくりを進めていくことが何よりも大切であると受け止めており、第6次上富良野町総合計画に掲げました「暮らし輝き交流あふれる 四季彩のまち・かみふらの」をめざすべき将来像として、「協働のまちづくり」「穏やかに安心して暮らせるまちづくり」「人が行き交うまちづくり」の3つの視点を基本に、これからの「かみふらの」を見据えたまちづくり、さらに「活力あるまちづくり 魅力あるまちづくり 持続可能なまちづくり」を念頭にこれまでの課題への対応をはじめ、それぞれの事業実施において緊急性や優先性などを十分考慮するとともに、今後見込まれる財政需要に対する財源確保の状況を見極めながら、予算編成を行ったところであります。

それでは、第6次総合計画の分野目標ごとにまとめた主要施策の項目に沿いまして、本年度の主な施策について申し上げます。

最初に、「きれいで安全・安心な生活環境のまち」についてで

あります。

「環境・景観、エネルギー」につきましては、出前講座等の学習機会を通じて環境保全意識の醸成を図るとともに、地球温暖化防止に向けた「地球温暖化対策実行計画」「地域省エネルギービジョン」が本年度から新たな計画期間となることから、新計画に基づき、温室効果ガスの削減に取り組んでまいります。

また、町も1事業所として、新たな「地球温暖化対策実行計画」に基づき、事務事業編を見直し、その取り組みに努めてまいります。

葬斎場につきましては、昭和49年の建設から46年が経過し、施設・設備の老朽化が進んでおり、本年度は火葬炉のバーナーの交換を実施し、適正な維持管理を図ってまいります。

また、景観法に定められた景観行政団体として「景観づくり条例」「景観づくり計画」に基づき、良好な景観を守り、育み、創造する意識の浸透を進めるとともに、十勝岳ジオパーク構想の取り組みと連携し、大雪山国立公園の保護をはじめ、地域の特徴的な地質・地形について継続的に調査を重ね、本町の最も重要な資源ともいえる十勝岳連峰と田園丘陵が織りなす良好な景観の保全に取り組んでまいります。

「ごみ処理等環境衛生」につきましては、町民の皆様のご理解とご協力により、引き続き分別の徹底と減量化、リサイクル率の向上に積極的に取り組んでまいります。

クリーンセンターにつきましては、供用開始から21年が経過し、施設や設備に経年劣化による故障等が顕在化しております。長寿命化計画に基づき、本年度は焼却炉の補修工事等を実施し、安定した施設運営が行えるよう対応してまいります。

「上・下水道」につきましては、老朽化が進んでいる上水道の主要な幹線管路の更新を進め、施設の健全化を図るとともに、簡易水道事業及び公共下水道事業においては、地方公営企業法適用に向けて準備作業を進めてまいります。

また、公共下水道事業においては、本年度から新たな計画期間となる「公共下水道全体計画」に基づき下水道の普及促進を図るとともに、北海道が実施している道道吹上上富良野線整備事業の進捗に併せて、雨水管の整備と汚水処理の未普及箇所の整備を進めてまいります。

「公園・緑地」につきましては、日の出公園において、キャンプ場のコテージとエントランスゾーンの改修のほか、新たな駐車場を整備し、来園する皆様が安全で快適に利用いただけるよう、また、周辺地区の生活環境にも十分配慮し、適正な公園管理を行ってまいります。

島津公園のほか、各公園・緑地においては、昨年度実施した遊具の劣化点検の結果に基づき必要な改修を進め、町民の憩いの場として適正な管理に努めてまいります。

「消防・防災」につきましては、日頃からの防災意識の啓発や防災訓練等による地域防災力の強化をはじめ、各住民会の防災士間の連携と資質の維持・向上を図る機会を設けるとともに、自主防災組織等活動補助事業を継続し、自主防災組織の活動を支援してまいります。

また、感染症対策を講じたマニュアルの啓発を含め、出前講座や十勝岳ジオパーク構想（防災教育）と連携した取り組みなどにより、町民の防災に関する知識・意識の更なる醸成を促してまいります。

十勝岳噴火総合防災訓練については、前回の噴火から３３年が経過し、火山活動も活発化の傾向にあることを踏まえ、関係機関との連携強化を図るとともに、地域住民や事業所の参加協力を得ながらより実践に即した訓練を実施し、防災体制の構築を進めてまいります。

防災行政無線のデジタル化（同報系・移動系）につきましては、本年度から工事を着工し、令和４年１２月の新規格への移行期限までに整備が完了するよう進めてまいります。

防災備蓄品・資機材については円滑な避難所運営に資するよう計画的な整備を行い、災害に強いまちを目指してまいります。

富良野川の砂防堰堤などの火山砂防事業や治山・治水事業、登山道におけるシェルターなどの避難施設の整備についても、関係機関へ引き続き要請してまいります。

また、普通河川の整備につきましては、「河川整備計画」に基づき、本年度は１河川の補修工事を実施してまいります。

「交通安全・防犯」につきましては、一人ひとりの意識を高めることが何よりも重要であることから、地域や家庭はもとより、生活安全推進協議会をはじめ関係機関・団体との連携強化を図りながら、事件事故のない、安全安心なまちづくりを進めてまいります。

令和２年１１月には交通死亡事故ゼロ４，０００日を達成することができ、今後においても交通死亡事故ゼロの継続と交通死亡事故根絶に向けて、更なる交通安全に対する意識向上が図られるよう啓発活動を推進してまいります。

「消費者対策」につきましては、悪質商法等による被害が後を絶たないことから、様々な機会を通じて注意喚起や被害防止対策に取り組むほか、複雑化・多様化する内容にも対応できる相談

窓口を富良野市消費生活センター内に富良野圏域5市町村で共同設置するとともに、町内にも出張相談窓口を月1回開設し、消費生活の安全を確保してまいります。

次に、「みんなが元気になる健康・福祉のまち」についてであります。

「保健・医療」につきましては、「健康づくり推進のまち」宣言の理念のもと、生活習慣病の発症・重症化予防を最重点課題に掲げ「第2次健康かみふらの21計画」「第2期保健事業計画（データヘルス計画）・第3期特定健診等実施計画」に基づき各種健診、保健事業を推進し、一人ひとりが自ら健康づくりに取り組むことができる環境づくりを進めてまいります。

特定健診については受診率の低い40・50歳代の受診勧奨を進めるとともに、虚血性心疾患、糖尿病性腎症、脳血管疾患の重症化予防を重点に、これらに共通する危険因子であるメタボリックシンドロームの該当者や脂質異常者に対する効果的な保健指導を推進するほか、小児生活習慣病予防健診（かみふっ子健診）を引き続き実施し、小児期からの健全な生活習慣の確立と生活習慣病の予防を推進してまいります。

また、高齢者の特性を踏まえ、生活習慣病やサルコペニア（筋肉量減少）の重症化予防に向けた保健指導を進め、健康寿命の延伸を図ってまいります。

母子保健につきましては、新生児の聴覚検査費用に対する助成措置を継続するとともに発達に応じた各種健診を実施してまいります。

歯・口腔の健康保持につきましては、８０歳になっても２０本以上自分の歯を保つ「８０２０（ハチマルニイマル）」をめざし、乳幼児期からのフッ素塗布の習慣化を促すとともに、歯磨きや食習慣等への歯科保健指導を強化するほか、子育て世代からの成人期における歯周疾患検診を実施し、子どもを含め、口腔ケアの重要性について理解を促し、各ライフステージに応じた虫歯・歯周病予防を推進してまいります。

感染症の予防につきましては、生活習慣としてうがい、手洗いなどの励行を啓発するとともに、各種予防接種の積極的な勧奨により、発症のまん延防止に努めてまいります。

特に、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種については、国の指示のもと着実に接種が進むよう体制を整え、取り組んでまいります。

町内唯一の有床医療機関である町立病院につきましては、身近なかかりつけ医としての役割に加え、救急医療から介護サービスまでを担っており、町民が地域で安心して暮らし続けるための基幹的施設であることから、引き続き安定した運営に努めるとともに、今後見込まれる慢性期の医療・介護ニーズの増加に対応するため、本年６月をめどに「介護医療院」４床の増床を図ってまいります。

また、老朽化に伴う施設の改築につきましては、昨年度まとめた基本計画に基づき、令和７年度までの竣工に向けて、基本設計を進めてまいります。

「子育て支援」につきましては、第２期子ども・子育て支援事業計画に基づき、すべての児童とその家族に対して、切れ目のない子育て支援サービスに関する情報提供を行うとともに、育児

の悩みや児童虐待への対応も含め様々な相談に対応し適切な支援につなげるよう、町内の教育・保育施設４園をはじめ、教育委員会等との連携を図り、保健福祉総合センター内に設置している「子ども・子育て包括支援センター」「子ども家庭総合支援拠点」「児童相談支援センター」の機能を強化し、安心して子育てができる環境づくりを進めてまいります。

また、乳児家庭全戸訪問事業や母子保健事業を実施する中で、積極的な関与が必要な家庭につきましては、養育支援訪問事業を継続するとともに、子育て世帯における子どもの貧困対策として、教育・保育施設主食費助成等生活困窮対策を継続してまいります。

子どもセンターにつきましては、町立病院建て替えに伴い解体が予定されていることから、発達支援事業所や子育て支援拠点事業等について将来像を含め、施設の確保、整備のあり方を本年度中にまとめるよう取り進めてまいります。

「高齢者支援」につきましては、「第８期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう地域包括支援センターを中心に関係機関・事業所と連携し、地域包括ケアシステムの深化と推進を図ってまいります。

また、介護保険などの公的サービスでは対象とならない、高齢者や障がい者の日常生活における困りごとへの支援に対するニーズが高まっている現状から、社会福祉協議会との連携により生活支援体制整備事業を推進することにより、ニーズの把握と適切な「生活支援」につなげる体制整備の強化に取り組むほか、権利擁護センターによる成年後見制度の普及啓発や地域ケア支援の充実を図ってまいります。

ラベンダーハイツにつきましては、介護サービス提供の根幹となる介護士等職員の適切な人員確保を図りつつ、利用者ニーズに即した信頼されるサービス提供に努めるとともに、経営の安定化と効率的な運営を図ってまいります。

また、本年度は老朽化する施設設備の維持改善を図りながら、住み慣れた地域の中で安心して生活を継続していただくための高齢者福祉、在宅福祉の拠点施設として、地域の皆様に信頼される施設運営に取り組んでまいります。

「障がい者支援」につきましては、「第3期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」に基づき、関係機関や町内の各事業所と連携を図り、各サービス等の推進に努めるとともに、一般就労をめざす就労移行事業など、町内に事業所がないサービスについては、近隣の町外事業所利用への支援を行うなど、支援を必要とする方が地域で安心して生活できるよう体制の充実に取り組んでまいります。

「地域福祉」につきましては、「第3次地域福祉計画」に基づき、関係機関や団体との連携のもと、就労や住まい、権利擁護、防災・防犯対策など、高齢者、障がい者、児童の福祉に共通する課題について対応できる包括的な総合相談支援体制の整備のほか、社会福祉協議会が運営するボランティアセンターの利用促進に支援してまいります。

また、核家族化や少子高齢化の進展、ライフスタイルの変化等を背景に、就労や心身の状況、地域社会との関係性など、多様な問題を複合的に抱えている生活困窮者が増加傾向にあることから、民生委員・児童委員や関係機関の協力を得ながら、援護を必要とする世帯の継続的な実態把握に努め、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、資金貸付制度の周知や利用に関する助言、

指導を通じ、必要な方に必要な支援が届くよう、取り組みを継続してまいります。

国民健康保険事業につきましては、医療の高度化により医療費負担が増加傾向で推移していることから、引き続き特定健診と保健指導に重点を置いた生活習慣病予防に努め、実施し、医療費の抑制を図りながら共同保険者である北海道と道内市町村とともに安定した事業運営に努めてまいります。

次に、「活力と交流あふれる産業のまち」についてであります。

「農林業」につきましては、「第8次農業振興計画」に基づき、地域の農業者や農業委員をはじめ、関係機関との連携を図りながら、本町の基幹産業として力強く持続性の高い農業の確立に向けて取り組みを進めてまいります。

農業の生産性向上を図るため、引き続き東中、島津地区において基盤整備事業を進めるとともに、事業効果の早期発現に向けて、十分な予算の確保と早期の完了について関係機関に対し要望を行ってまいります。

また、自然災害時における住民の安全確保のため、農村地域防災減災事業として実施されている日の出排水路整備事業の早期完了に向けて関係機関への要望を行うほか、引き続き北17号道路の整備により、生産物の円滑な運搬と品質の保持など、産業道路としての機能向上を図ってまいります。

農家戸数の減少や農業従事者の高齢化による労働力不足への対応、農業生産の維持、拡大につなげるため、スマート農業をはじめとする新技術の導入に向けた取り組みに支援を行うとともに、国の米政策に対しては農業再生協議会と連携し安定生産、高品質化等の取り組みを推進してまいります。

畜産環境整備につきましては、沿線自治体、J Aなどの関係機関と連携し、道営草地畜産基盤整備事業（ふらの地区）による富良野広域連合公共串内牧場での草地整備や哺育・育成センターの整備を進め、株式会社ふらの哺育・育成センターが管理運営を行うことで、畜産経営者の労働負担軽減、生産の効率化を図ってまいります。

また、ふらの沿線地域畜産クラスター協議会を通じて施設や機械の整備、飼料生産組織の設置への支援等により、酪農経営の安定化を進めてまいります。

環境保全型農業直接支払制度や農業生産工程管理（G A P）の認証取得など、国や北海道の制度を活用し、安全で良質な農畜産物の安定生産、消費者の信頼確保を図るとともに、クリーン農業など環境と調和した持続可能な農業を推進してまいります。

「食」による地域の魅力づくりについては、町内の飲食店や事業所で地元食材を活用したメニューや商品づくりが活発に行われ、また、農業者による6次産業化の取り組みも広がりを見せており、新型コロナウイルス感染症によるイベント等が中止されるなかにおいても、消費者から高い評価を得ております。

ふるさと応援寄附制度等を活用し、この流れをしっかりと支えることで大きな成長につながるよう、新たな商品開発をめざす事業者に対しては、引き続き設備投資やノウハウの習得など、ハードとソフト両面において支援を行い、地域の「食」ブランドを発信するイベントの開催や農・商・工の産業間連携によるまちの魅力度アップに向けた推進体制の強化を図ってまいります。

また、学校給食での利用、収穫祭をはじめとするイベントや店舗での販売、P R推進などにより、地元の方が地元農産物にふれる機会を拡大し、その品質の高さと安全性について理解を深め

る取り組みを進めてまいります。

森林整備につきましては、町内民有林の約 7 割が人工林で、そのうち約 8 割が伐採期を迎えており、また、森林が持つ多面的な機能は私たちの生活と深く結びついていることから、森林環境譲与税を活用して民有林の今後の経営方針に関する調査を実施し、必要な整備を行うとともに、林業作業従事者の担い手確保に対する支援を行ってまいります。

有害鳥獣による農業被害対策については、引き続き猟友会の協力のほか、国の支援制度も活用しながら駆除対策を継続するとともに、集落協議会との連携により、狩猟免許取得費用の助成など、駆除の担い手養成対策も継続して行うとともに、電牧柵設置への支援等による被害軽減対策を進めてまいります。

「商工業」につきましては、コロナ禍で影響を受けた事業活動の回復・活性化を図る上でも、商工会が果たすべき役割が非常に大きいことから、個々の経営支援など町内事業所の活動が持続的かつ円滑に行われるよう、引き続き商工会の運営を支援してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大で影響を受けた地域経済の回復を含め、「第 2 次商工業振興計画」に基づき、経営の基盤強化を支援する持続化補助事業のほか、新規出店を促す新規開業等支援事業、町融資制度による支援、さらには消費喚起を高め、町内需要を掘り起こす取り組みを進めるとともに、経営者の高齢化に伴う後継者不足や事業承継が大きな課題となっていることから、後継者に対する奨励制度や他の支援団体が行う支援メニューの情報提供など、担い手の確保、育成と活力ある地域産業づくりに取り組んでまいります。

「観光・交流」につきましては、「商工業」と同様に新型コロナウイルス感染症による影響を受けており、観光需要・誘客の回復に向けて観光協会等と連携し、対策を強化してまいります。

また、「第2次観光振興計画」に基づき、多様な観光・交流資源を生かすよう、今年度は、十勝岳線バスの2次交通改善を行い、観光地としての機能や利便性を高める取り組みを進めてまいります。

地域の魅力・資源を最大限に活用したロケツーリズム観光の推進を図るとともに、イベントの開催については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえながら、必要な対策を講じたイベントの見直しと充実を進めてまいります。

外国人観光客対策については、新型コロナウイルス感染症の影響により訪日外国人観光客の動向は見通しがたたないものの、受け入れ環境としてインフォメーション機能や多言語標記の再点検など解除後の対応に向けた取り組みを進め、観光客の誘致拡大に取り組んでまいります。

新たな魅力づくりへの取り組みとしましては、地方版総合戦略に基づき実施する地域再生事業の柱である小説「泥流地帯」の映画化に向け、「泥流地帯」映画化を進める会を中心とした機運醸成活動、さらにロケツーリズムの理念に基づくロケサポート組織との連携により、町内でのロケ支援に取り組んでまいります。

また、今年度は国の制度を活用して「地域活性化企業人」を採用し、そのノウハウや知見を活かし、地域ブランドや商品開発など知名度の向上と映画「泥流地帯」の円滑な制作を図ってまいります。

十勝岳ジオパーク構想につきましては、令和2年度に専門員

を任用し、平成２９年度の審査で指摘を受けた課題について、おおむね改善が図られるとともに、ジオパークガイドの養成や拠点施設の整備の見通しも立ったことから、本年度の日本ジオパークネットワーク正規会員認定をめざしてまいります。

「雇用対策」につきましては、新規開業等支援事業や企業振興事業の継続した取り組み、ハローワークなどを通じた求人情報の迅速な提供による雇用促進に努めるほか、北海道が運用するマッチングサイトと連動した移住・就業支援に組み込み、町内事業所への雇用促進、人材不足の解消につながるよう推進してまいります。

次に、「発展を支える生活基盤が整ったまち」についてであります。

「道路・公共交通」につきましては、安全性や利便性をはじめ景観など地域特性に配慮した国道、道道の整備を関係機関に引き続き要請してまいります。特に北海道が実施している道道吹上上富良野線整備事業の早期完成と、平成３０年１１月に一部開通しました地域高規格道路、旭川十勝道路の整備促進に向け、旭川十勝道路整備促進期成会とともに引き続き要望してまいります。

町道につきましては、「道路等整備計画」の更新を図りながら計画的、効率的に整備を進めており、本年度は簡易舗装１路線、改良舗装１路線を実施し、歩行者の安全確保では１路線の歩道整備を実施します。橋梁においては「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、３橋の修繕工事及び４４橋の近接目視点検を実施してまいります。

J R 富良野線の維持・存続につきましては、J R 北海道と J R

富良野線の沿線５市町で組織するＪＲ富良野線連絡会議における協調体制のもと、本年度新たに策定する第２期「富良野線事業計画」の着実な推進と、利用促進を核とした路線存続の取り組みを進め、富良野線存続に向けた意識の醸成と利用促進を図ってまいります。

町営バス十勝岳線につきましては、町の主要観光地である十勝岳温泉への公共交通機関であり、町民のほか多くの観光客が利用する路線であることから、引き続き維持に努めるとともに、昨年度実施した早朝特別便の試験運行の結果を踏まえ、山加停留所で折り返している第１便について、６月から９月までの土・日・祝祭日に限り十勝岳温泉まで延長運行し、登山客や温泉利用客のサービス向上に取り組んでまいります。

予約型乗合タクシー事業につきましては、高齢者や障がい者などの地域内における交通手段として定着しているものの、新型コロナウイルス感染症の流行以降、「乗合」という性質上、登録者の利用が減少していますが、消毒等の感染症予防対策を講じ、安心・安全な運行に努めてまいります。

「情報化」につきましては、町民の利便性向上に向け、電子申請等の利用を促進するとともに、観光客へのサービス向上や災害時の通信手段の確保、町の情報発信の強化に向け、公衆無線ＬＡＮアクセスポイントの増設をはじめ、昨年度から実施している高度無線環境整備事業により町内全域に光ファイバ通信網の整備を図り、町全体のさらなる情報通信環境の向上を図ってまいります。

「住環境整備」につきましては、「住生活基本計画」「公営住

宅等長寿命化計画」に基づき、多様化するニーズに対応した住宅施策を総合的、計画的に進め、快適で安全安心な住環境を確保していくほか、町営住宅の整備につきましては、計画的に整備、維持修繕を行うとともに、本年度は泉町南団地の外構工事を行ってまいります。

また、住宅を長く使い続けてもらうほか、賃貸や転売による利活用につながるよう、リフォーム費用助成制度や耐震改修費用助成制度を継続して実施してまいります。

定住移住の促進につきましては、「第2次定住移住促進計画」に基づき、町内在住者が生涯にわたり住み続けられる環境づくりが何よりも重要との認識に立ち、取組みを進めてまいります。

民間賃貸住宅を活用した中・長期滞在向けのシーズンステイ住宅の提供などの取り組みと合わせて、移住を希望する方々の相談会や、特に現役世代との生活体験と就労体験を併せたマッチングの仕組みづくりについては、コロナ禍における実施方法など検討を進めてまいります。

町のホームページ内に設置している移住相談窓口のページについては、移住希望者が本町での生活を具体的にイメージし「行ってみたい」「住んでみたい」と思えるよう、内容の充実を図ってまいります。

また、奨学金返還支援補助制度を創設し、地域産業を支える中小事業者等の人材確保、定住促進に取り組み、活力ある地域の形成を図ります。

次に、「ともに生き、ともにつくるまち」についてであります。

「人権尊重・男女共同参画」につきましては、人権擁護委員とともに、様々な機会を通じた啓発活動に取り組みから、偏見、い

じめ、暴力、虐待などのない地域社会に向け、人権を尊重し、互いを認め合う意識の醸成を図るとともに、女性としての視点や能力の活用のため、町の各種審議会などに女性を積極的に登用するとともに、地域や団体に女性の役員登用について働きかけ、女性が活躍できる環境づくりを進めてまいります。

「コミュニティ」につきましては、核家族化や少子高齢化の進展、ライフスタイルなどの変化により、地域の中でのつながりが希薄化する中で、多様化する地域課題に対して、地域コミュニティの果たす役割は非常に重要なことから、町内会加入促進チラシの配布や地域コミュニティ活性化会議などを開催し、「つながる意識」の醸成、「地域活動に参加する意識」の浸透を図るとともに、住民自治活動推進交付金の運用を通じて、地域団体の自主的な活動を支援してまいります。

なお、各地域における住民会活動の推進のために交付しております住民自治活動推進交付金については、前回改定から１４年が経過していることから、交付方法など見直しについて住民会長の皆様と協議を進めてまいります。

「地域間交流」につきましては、友好都市である三重県津市との絆がさらに深く強固なものとなるよう、訪問交流、友好都市パネル展などの交流事業を実施するとともに、民間事業者間における経済交流についても継続、発展が図られるよう支援してまいります。

同じく友好都市であるカナダのカムローズ市との交流につきましては、グローバル化が進んでいる社会情勢を踏まえ、今後の交流活性化に向け、有効な手段や内容について検討してまいります。

「協働」につきましては、第6次総合計画において、まちづくりを進めるうえで基本とする3つの視点のひとつに位置づけており、すべての施策の根幹を成すものであります。「自治基本条例」と「協働のまちづくり基本指針」に基づき、まちづくりフォーラムや出前講座などを通じて郷土愛の醸成、まちづくり意識の高揚を図るとともに、本年度から協働のまちづくり推進補助金を拡充し、協働のまちづくりが町民の皆様へ広く浸透するよう活動を推進してまいります。

また、町の各種計画策定や見直しなどの際には、審議会委員の一般公募、アンケート調査及びパブリックコメントなどを実施し、町民の皆様がまちづくりに参画する機会をより一層充実してまいります。

「自衛隊との共生」につきましては、平成30年12月に策定された「防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画」に基づき、新たな体制づくりと防衛力の整備が進められていることから、関係する市町村や機関、団体と連携しながら、引き続き上富良野駐屯地の現状規模堅持はもとより、さらなる拡充に向けて要望活動を進めてまいります。

演習場の安定的、継続的使用に向け、駐屯地と連携し障害の防止や軽減を図るとともに、防衛施設周辺の生活環境等の向上に取り組むほか、演習場周辺地区の振興策も併せて実施してまいります。

また、定年退官後も引き続き上富良野町に住み続けてもらえるよう、退官者の再就職の支援を関係機関と協力し、取り組んでまいります。

「行財政運営」につきましては、「町政運営推進プラン」に基づき、本年度に取り組むべき項目について着実な実践を進める

ほか、職員個々の資質向上に向けた研修の充実や人事評価制度の活用による人材育成の取り組みと併せ、地方創生時代にふさわしい住民自治と補完し合う、柔軟で機能的な組織体制の構築と職員一人ひとりが行政の担い手として信頼される組織づくりをめざしてまいります。

令和２年２月に策定した「第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましては、掲げた４つの基本目標の実現に向け、重点的に取り組む各施策の着実な推進を図ってまいります。

財源の確保に向けましては、組織内の連携により収納対策の取り組みを進めるとともに、効果的かつ確実な債権管理の取り組みにより収納率の向上を図るほか、行政経費全般について点検、見直しによる節減、合理化を進めることで財源の有効活用を図ってまいります。また、受益者負担の適正化につきましても、引き続き使用料や手数料などの収入について点検、見直しを行ってまいります。

ふるさと応援寄附制度を活用したふるさと応援モニター事業につきましては、地域の特産品を広くＰＲするとともに、地域活性化財源としての確保を図るほか、企業版ふるさと納税については、地域再生計画に基づき、「泥流地帯」映画化事業を進めるうえでの有効な財源として活用し、企業が取り組む地域貢献活動と一体となったまちづくりを進めてまいります。

広域行政の推進につきましては、「第３次富良野広域連合広域計画」に基づき、構成自治体として、また、広域消防の本部設置自治体として、広域連合の設置目的が果たされるよう構成市町村と連携し相互理解を深めながら取り組むとともに、富良野市

との間で締結している定住自立圏形成協定に基づき、富良野圏域５市町村の連携による具体的な取り組みを定めた「第２次富良野地区定住自立圏共生ビジョン」の着実な推進を図り、圏域全体の発展につなげてまいります。

第６次総合計画に掲げた６つの分野目標のうち、「未来を拓く人を育む教育・文化のまち」につきましては、教育行政執行方針に沿って進められる教育委員会の取り組みを基本に推進してまいります。また、「上富良野町教育大綱」に示した「ふるさとに学び人が輝き 人がつながる かみふらのの教育」の基本理念の実現に向け、総合教育会議を通じ、教育委員会と一層の連携を図りながら教育行政の推進に努めてまいります。

最後に、今国会に提案中の過疎地域自立促進特別措置法に代わる新法案において、本町も過疎地域としての要件を満たすことが見込まれております。法律に基づく財政上の優遇措置等について、地域力の向上に向けた公共施設や基盤整備などのハード事業、町民の安全安心な暮らしの確保を図るソフト事業など、第６次総合計画に示した町の将来像の具現化に向けて、有効に活用しながら、自主自立の地域づくりを進めるため、今年度の上期中には過疎地域自立促進計画の策定を行ってまいります。

以上、令和３年度の町政執行にあたり、所信を述べさせていただきました。

次に、令和３年度予算案の概要を申し上げます。

一般会計では総額７２億４００万円、前年対比５．５％、３億７，５９２万５千円の増となっております。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、地方税収入は伸びを見込めない中、歳入の多くを地方交付税などの依存財源が占める厳しい財政状況にあり、各事務事業の見直しや各施策に対する優先順位の判断のもと、各目的基金から支消目的に沿った繰り入れを行うとともに、財政調整基金からの繰り入れによる調整を図りながら、限られた財源の中で最大限の効果を発することを基本に本年度予算を編成したところであります。

申し上げるまでもなく、財政の安定化は行政執行の基本であり、本年度以降も老朽化した公共施設等の改修、新たな建設事業、地域産業の振興や急速な少子高齢化など様々な課題への対応が求められており、大きな財政需要が想定されることから、引き続き安定的で持続可能な財政構造の構築に向けて取り組んでまいります。

次に、特別会計及び公営企業会計についてであります。制度改正に伴う対応のほか、事業運営に必要な事項についても一般会計同様、効率的な運営方針のもとに財政見通しを立て、加えて、一般会計からの繰出金及び補助金などについては、法令の繰り入れ基準に基づくものや財源構成上妥当なものに限り、措置を行ったところであります。

会計ごとに申し上げますと、国民健康保険特別会計では総額12億3,400万円、前年対比3.3%、3,963万3千円の増となっております。

これは、医療給付費の増加によるものであり、今後におきましても、保険者として北海道とともに、健全で安定的な国保運営を進め、加入者が安心して医療を受けられる体制の維持・確保に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計では総額１億７，１５２万５千円、前年対比１４．２％、２，１３６万２千円の増となっております。

これは、被保険者数の増及び保険料の軽減特例制度の見直しによる保険料負担の増によるものであります。

次に、介護保険特別会計では総額１０億７，５４２万８千円、前年対比７．６％、７，５７６万４千円の増となっております。

これは、要介護認定者の増加による介護保険サービスの増のほか、上富良野町介護医療院増床計画による介護サービス給付費の増額を見込んだものであります。

次に、ラベンダーハイツ事業特別会計では、総額３億３，３４２万７千円、前年対比０．４％、１３８万２千円の増となっております。

主な要因としては、デイサービスセンター送迎用リフトバス更新整備によるものであります。

次に、簡易水道事業特別会計では、総額７，６８９万円、前年対比４７．３％、６，８９２万円の減となっております。

主な要因としては、道営農業農村整備事業に伴う配水管移設の完了及び江花地区の浄水場設備更新の完了により、施設整備費の減によるものであります。

次に、公共下水道事業特別会計では、総額５億８，４３８万７千円、前年対比４５．９％、１億８，３９０万９千円の増となっております。

主な要因としては、浄化センター長寿命化計画に基づく更新事業、北海道が実施している道道吹上上富良野線整備事業に伴

う雨水管整備の年次事業量の増によるものであります。

次に、水道事業会計では、総額 4 億 6 千 3 8 3 万 4 千円、前年対比 3 8 . 4 %、1 億 2 千 8 6 5 万 9 千円の増となっております。

収益的収支においては、給水量の減少に伴う料金収入のほか、手数料の減、資本的収支では、北海道が実施している道道吹上上富良野線整備事業に伴う配水管移設費用の増によるものであります。

最後に、病院事業会計では、総額 1 0 億 4 , 2 2 8 万 8 千円、前年対比 4 . 2 %、4 , 2 1 1 万 6 千円の増となっております。

収益的収支においては、感染症に係る防疫作業手当及び介護医療院増床による事業収益の増、資本的収支については、病院改築基本設計策定に係る経費などの増によるものであります。

これら特別会計と公営企業会計の予算合計は 4 9 億 8 , 1 7 7 万 9 千円で、先に申しあげました一般会計予算と合わせた町全体の予算は 1 2 1 億 8 , 5 7 7 万 9 千円、前年対比 7 . 0 %、7 億 9 , 9 8 3 万円増の規模となっております。

以上が令和 3 年度予算の概要であります。冒頭に申しあげましたとおり、今後の財政需要を見通す中、引き続き厳しい財政運営が想定されますが、かけがえのない私たちの郷土の発展はすべての町民共通の願いであります。これまで幾多の困難を乗り越え、今日の「かみふらの」を築いてきた先人の労苦を胸に刻み、第 6 次上富良野町総合計画の着実な推進のもと、笑顔があふれる未来へ、そして次の世代へつないでいけるよう、堅実性と将来性の両立を図り、しっかりと足元を見据えたまちづくりを実践していくとともに、何よりもすべての町民が一体となった「協働

活動」を通じて、ともに支え合い、ともに歩む１年となるよう最大限の努力を続けてまいりますので、引き続き町民の皆様、ならびに議員各位のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、令和３年度の町政執行方針といたします。

令和３年３月４日

上富良野町長 齊藤 繁

主 要 施 策 概 要

(総合計画施策体系別)

1 きれいで安全・安心な生活環境のまち

町民がずっと住みたくなる、町外の人々が移り住みたくなる、自然と共生する美しい生活環境づくり、すべての町民が安全に安心して住み続けられる、あらゆる危機に強いまちづくりを進めます。

1 環境・景観・エネルギー

1 環境保全意識の啓発（町民生活課生活環境班）

環境保全に関する取り組みなどについて、町の行政ホームページや広報紙などにより情報発信を行うほか、出前講座の開催など学習機会の提供を行います。

2 地球温暖化対策・エネルギー施策の推進（町民生活課生活環境班）

地球温暖化防止に向けた「地球温暖化対策実行計画」「地域省エネルギービジョン」に基づき温室効果ガスの削減に取り組んでまいります。また、町も1事業所として、「地球温暖化対策実行計画」に基づき、事務事業編の見直しを行い、温室効果ガス排出量の縮減に向けた取り組みに努めます。

3 景観に関する意識の啓発（建設水道課建築施設班）

十勝岳連峰と田園丘陵が織りなす良好な景観を有しているまちとして、行政ホームページや広報紙などを通じた積極的な広報・啓発活動により、住民の景観保全意識の高揚を図ります。

4 良好な景観の保全・整備（建設水道課建築施設班）

景観法に定められた景観行政団体として「景観づくり条例」「景観づくり計画」に基づき、良好な景観を守り、育み、創造する意識の浸透を進めるとともに、山岳、丘陵、田畑など、それぞれの特性に応じた保全・整備を進めます。

5 「地質・地形サイト」の保全（企画商工観光課ジオパーク推進室）

当地域は十勝岳の噴火やそれ以前の巨大噴火による火砕流堆積物など、火山に由来した地質が大半を占めており、これらの火山活動以後、地滑りや浸食、崩落など様々な自然現象により現在の地形が作られました。「景観づくり条例」などの理念を基本に据え、大雪山国立公園の保護をはじめ、特徴的な地質や地形について学識顧問等からの協力を得ながら、継続的に調査を重ね、保全に取り組めます。

6 葬斎場・墓地の適正管理（町民生活課生活環境班）

葬斎場については、昭和49年の建設から46年が経過し、施設・設備の老朽化が進んでいることから、計画的な修繕を行いながら適正な維持管理と運営に努めます。

本年度は火葬炉のバーナー交換を実施し、施設の長寿命化を図ります。また、共同墓地についても周辺を含めた環境美化など、適正な維持管理を行います。

2 ごみ処理等環境衛生

1 廃棄物の収集・処理体制の充実（町民生活課生活環境班）

一般廃棄物の排出については、ごみの分別・減量化が順調に進んでおり、今後も分別の徹底と減量化、リサイクル対策に積極的に取り組みます。

クリーンセンターについては、供用開始から21年が経過し、施設・設備の経年劣化による故障などが顕在化していることから、長寿命化計画に基づき、本年度は焼却炉の補修工事などを実施し、施設運営の安定運営を図ります。

富良野圏域の一般廃棄物収集・処理体制においては、引き続き「富良野生活圏一般廃棄物広域分担処理基本計画」に基づき、上富良野町において圏域市町村の衛生用品、粗大ごみの受け入れを行っていくほか、生ごみやし尿、浄化槽汚泥については富良野広域連合環境衛生センター（富良野市）、容器包装プラスチック類については富良野生活圏資源回収センター（中富良野町）において広域処理を実施し、効率的な処理体制の維持と環境衛生の保持を図ります。

3 上・下水道

1 水道施設の整備・管理と安全・安心な水の供給（建設水道課上下水道班）

水質管理の徹底、施設や設備の健全性向上を図りながら、安全で安定した水の供給に努めます。特に老朽化が進んでいる水道管の更新については、引き続き主要な幹線管路の工事を実施するほか、道路の改修工事と併せた施工により費用縮減を図りながら、計画的な施設点検や修繕により安定した給水供給を図ります。

2 水道事業の健全運営（建設水道課上下水道班）

簡易水道事業会計については、令和6年度の地方公営企業法適用を目指し、準備作業を進めます。経営状況を把握し将来の経営計画や整理した資産の状況を活用した水道管・施設の老朽化対策や更新を計画的な設備投資を推進します。

3 下水道施設の整備・管理と水洗化の促進（建設水道課上下水道班）

公共用水域の水質保全及び市街地区の浸水防除により、衛生的で快適な生活環境の提供に努めてまいります。北海道が実施する道道吹上上富良野線整備事業の進捗にあわせて、雨水管の整備を実施して、雨水対策を進めます。また、汚水処理区域内の未普及箇所において宅地化の予定があることから、「公共下水道全体計画」に基づき、汚水管の整備を実施し下水道の普及促進を図ります。

4 下水道事業の健全運営（建設水道課上下水道班）

下水道事業会計については、令和6年度の地方公営企業法適用を目指し、準備作業を進めます。経営状況を把握し将来の経営計画や整理した資産の状況を活用した下水道管・施設の老朽化対策や更新を計画的な設備投資を推進します。

5 合併処理浄化槽の設置促進（町民生活課生活環境班）

下水道事業区域外における衛生環境の向上、水質汚濁防止など自然環境保全のため、平成 15 年度から令和 6 年度までを計画期間として、引き続き合併処理浄化槽設置整備事業補助を実施します。

4 公園・緑地

1 公園・緑地の整備充実（建設水道課都市整備担当）

すべての公園・緑地について安全に安心して利用できるよう、遊具をはじめとする老朽化した施設・設備の定期的な点検を実施し、計画的な整備を行います。

日の出公園についてはラベンダーの未活着株、枯損株の補植に努めるとともに、一年草花壇を含め除草などの管理を適切に行います。

キャンプ場のコテージとエントランスゾーンの改修のほか、隣接地における駐車場を整備し、来園者の憩いの場・交流の場として安全で安心して利用いただけるよう、指定管理者である上富良野振興公社と連携し、適正な公園管理を行います。

見晴台公園については、指定管理者である観光協会、駐車帯などの国道付帯施設を所管する旭川開発建設部との連携により適切な維持管理に努めるとともに、来町者への観光スポットや物産情報の発信拠点として「情報ステーション」の機能充実を図ります。

2 公園・緑地の適正管理（建設水道課都市整備担当）

地域の身近な公園・広場・緑地については、協働のまちづくりの理念に基づき、町も連携し 12 住民会において主体的な管理を行っています。地域からの要望などを反映しつつ、それぞれの状況に応じた整備や適正な管理を行うことで、地域住民に親しみやすい公園・緑地づくりを進めます。

また、島津公園のほか、各公園に設置されている遊具については、町民の憩いの場としての公園づくりと安全確保のため、令和 2 年度に実施した専門業者による劣化点検の結果に基づき、改修を進めます。

3 緑化の推進（建設水道課建築施設班）

地域の自治会や「フラワーマスターの会」など関係団体への情報提供により、自主的な緑化や花づくり運動を促します。

5 消防・防災

1 防災組織の充実強化（総務課基地調整・危機管理室）

災害時の人命救助には自助、共助、公助による迅速な対応が重要であり、中でも身近な存在による共助が極めて大きな役割を果たすことから、日頃からの防災意識の啓発や防災訓練はもとより、防災士の資質の向上と連携を深める機会の提供、自主防災組織等活動補助事業の継続

などにより、地域防災力の要となる各住民会に設置される自主防災組織の活動支援を行います。

高齢者、障がい者などの災害時避難行動要支援者対策については、支援者名簿の更新を行いながら、住民会や自主防災組織において作成された要支援者の個別支援計画に基づき、支援者、要支援者の双方が災害時において確実に行動できる体制づくりの強化を推進します。

2 防災意識の啓発（総務課基地調整・危機管理室）

平成30年度に更新作成した洪水ハザードマップなど最新の防災情報の提供のほか、感染症対策を講じたマニュアルの啓発を含め、出前講座や十勝岳ジオパーク構想（防災教育）と連携した取り組みなどにより、身近な防災活動についての学習や、広報紙による十勝岳の活動状況に関する情報提供など、様々な機会を通じて町民全体の防災意識の醸成を図ります。

十勝岳噴火総合防災訓練については関係機関と協力連携を図りつつ、これまでの経験を生かし、必要な検証と改善を行い、各家庭はもとより地域や職場の参加協力を得ながら防災意識の向上につなげます。

3 十勝岳ジオパーク構想と連携した防災の推進（企画商工観光課ジオパーク推進室）

上富良野町、美瑛町、十勝岳火山防災協議会、十勝岳ジオパーク推進協議会の連携を強化し、十勝岳の火山特性や活動状況についての認識の共有化を図り、住民に対する継続的な防災意識の啓発を行います。また、災害発生時には必要に応じて日本ジオパークネットワークの協力を求めるなど、専門的で学術的な分野における連携を図ります。

4 防災機能の整備（総務課基地調整・危機管理室）

防災行政無線（同報系・移動系）については、令和4年12月までに国が定めた新規格（デジタル化）への移行が求められていることから、町民への情報伝達の多様化と的確性向上に向け更新整備を行います。

防災備蓄品・資機材については円滑な避難所運営に資するよう計画的な整備を行い、災害に強いまちづくりをめざします。

5 防災施設の整備促進（総務課基地調整・危機管理室、建設水道課土木建設班）

明治以降、十勝岳は30年ほどの周期で噴火を繰り返し、現在も活動を続けています。被害を最小限にとどめるための防災・減災対策が急務なことから、富良野川の砂防堰堤など火山砂防事業や治山・治水事業の推進のほか、登山道におけるシェルターなどの避難施設の整備について関係機関への要請を強化していきます。

また、「河川整備計画」に基づく普通河川の治水対策として、本年度は1河川において補修工事を実施します。

6 交通安全・防犯

1 交通安全意識の啓発（町民生活課生活環境班）

交通安全は町民一人ひとりの意識を高めることが何よりも重要であることから、生活安全推進協議会を中心に旭川方面富良野警察署や各関係機関・団体と連携しながら、4期40日の交通安全運動期間をはじめとして家庭や地域での交通安全意識の浸透を図るとともに、学校や地

域での交通安全教室、交通安全街頭指導、交通安全キャンペーンなどを通じ、世代や季節に応じた安全確保対策や交通ルール・マナーの習得を促し、交通安全知識の向上につなげます。

令和2年11月には交通死亡事故ゼロ4000日が達成することができ、今後においても交通死亡事故ゼロの継続と交通死亡事故根絶に向けて、更なる交通安全意識の向上が図られるよう啓発活動を推進します。

2 交通安全施設等の整備（町民生活課生活環境班）

住民会などからの要望を踏まえ、旭川方面富良野警察署を通じて北海道公安委員会に要請していくほか、町内の危険箇所へ状況に応じた補助看板などの注意施設を設置します。

3 防犯意識の啓発（町民生活課生活環境班）

広報紙や防災行政無線、行政ホームページによる犯罪の発生状況などの情報提供を通じて、一人ひとりの防犯意識、自己防衛意識の向上に取り組みます。

4 犯罪の未然防止（町民生活課生活環境班）

刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、不審者の出没や窃盗、高齢者を狙った特殊詐欺などの事件が後を絶たないことから、生活安全推進協議会の地域安全部員による青色回転灯を用いた防犯パトロール、大型店舗などにおける街頭啓発、地域の自主防犯活動への支援などを実施するとともに、関係機関や地域との連携を強化し、自己防衛意識の向上と犯罪の未然防止につなげます。

7 消費者対策

1 消費者への啓発等の推進と情報の提供（町民生活課生活環境班）

特殊詐欺や悪質商法などによる消費者被害が後を絶たないことから、広報紙や防災行政無線、行政ホームページでの注意喚起をはじめ、出前講座などによる啓発を通じて、消費生活情報の提供を行い、被害防止対策に取り組みます。

2 消費生活相談の充実（町民生活課生活環境班）

富良野圏域5市町村で締結した広域的対応に関する協定に基づき共同で運営する富良野市消費生活センターについては、専門相談員のスキルアップを進めるとともに、研修などへの参加を通じ消費者行政を担当する職員の能力向上に取り組み、住民に身近な相談機関としての体制充実を図ります。

令和元年7月から月1回、保健福祉総合センターかみんにおいて開設している出張相談窓口については取り組みを継続し、安心な暮らしの確保につなげます。

2 みんなが元気になる健康・福祉のまち

一人ひとりが支え合いながら、健康で、安心して、元気に、自分らしく、いきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

1 保健・医療

1 生活習慣病予防の推進（保健福祉課健康推進班）

生活習慣病の発症・重症化予防を最重点課題に掲げ「第2次健康かみふらの21計画」及び令和2年度実施した「第2期保健事業計画（データヘルス計画）・第3期特定健診等実施計画」中間評価をふまえ、効果的かつ効率的な各種健診、保健事業を推進し、一人ひとりが自ら健康づくりに取り組むことができる環境づくりに努め、健康寿命の延伸を図ります。

特定健診については、1年に1回は健診を受診していただけるよう環境を整えるとともに、受診率の低い地区、年代（40・50歳代）の受診勧奨に努めます。

また、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎症の発症及び重症化予防を重点に、これらに共通する危険因子であり、町の課題でもあるメタボリックシンドロームの該当者や脂質異常者に対する効果的な保健指導を行うほか、小児生活習慣病予防健診（かみふっ子健診）を引き続き実施し、小児期からの健全な生活習慣の確立と生活習慣病の予防を推進します。

令和2年度から実施している高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業を継続し、高齢者の健康課題の分析に基づいた生活習慣病とともに心身機能の低下につながるサルコペニア（筋肉量減少）の重症化予防などの保健事業に取り組みます。

2 がん検診の充実（保健福祉課健康推進班）

がんによる死亡を防ぐには早期発見・治療が極めて重要なことから、がん検診受診率、精密検査の受診率の向上に向けて個別の受診勧奨を強化し、受診しやすい環境づくりを行います。また、がんのリスクを高める生活習慣は糖尿病や循環器疾患などの危険因子と重なることから、特定健診結果説明時や出前講座などを通じて発症予防のための学習機会を提供します。

3 母子保健の充実（保健福祉課健康推進班）

安全で不安なく子どもを産み、健やかに育てることができるよう、関係部署と連携を図りながら、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に努めます。妊婦健康診査費助成、妊婦相談を継続実施するほか、子どもの健やかな発育と生活習慣の形成に向け、乳幼児健診・相談、家庭訪問などを通じた学習活動を充実します。

また、小児の聴覚障がいとは早期に発見し、適切な支援につなげるために新生児聴覚検査助成事業を継続して取り組みます。

北海道社会事業協会富良野病院に対しては、富良野圏域で産婦人科診療体制を維持している唯一の医療機関であることから、圏域の地域センター病院における周産期医療体制確保対策に対し、町として応分の負担を継続します。

4 歯・口腔の健康づくり（保健福祉課健康推進班）

80歳になっても20本以上自分の歯を保つ「8020（ハチマルニイマル）」をめざし、各ライフステージに応じた虫歯・歯周病予防を推進します。乳幼児期においては3歳以降に虫歯のある子が増えていることから、口腔検診と2回のフッ素塗布を引き続き実施し、フッ素塗布習慣の定着を促すとともに、歯磨きや食習慣などの歯科保健指導を強化します。

成人期においては、引き続き歯周疾患検診を30歳と35歳の子育て世代から実施し、口腔ケアの重要性について親子での理解を促し健全な歯の維持に努めます。

5 こころの健康づくり（保健福祉課健康推進班）

こころの健康はいきいきと自分らしく暮らすために身体の健康と並んで重要な要素であることから、「第3次地域福祉計画」（自殺対策計画含む）と連動しながら、こころの病気についての理解を広め、早期に適切な治療に結びつくようこころの健康講座や出前講座などを通じた学習や普及活動を行うとともに、富良野保健所などの専門機関と連携し相談事業を進めます。

6 感染症の予防（保健福祉課健康推進班）

感染症から町民の生命を守るため、生活習慣としてうがい・手洗いなどの励行を啓発するとともに、各種予防接種について積極的に勧奨し、発症とまん延防止に努めます。特に、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策については、国や北海道との緊密な連携により情報収集・提供（周知）に努めるとともに、新型コロナウイルスワクチンは国の指示のもと確実に接種できるよう体制を整え、取り組みます。

また、小児の任意予防接種費用、高齢者の定期予防接種費用の助成を継続し、感染症による重症化予防を推進します。

今年最終年度となる成人の風疹抗体検査と予防接種については、受診勧奨を強化し国の実施要綱に基づき引き続き実施します。

7 町立病院の充実（町立病院）

町立病院は町内唯一の有床医療機関であり、身近なかかりつけ医としての役割に加え、救急医療から介護サービスまでを担っており、町民が地域で安心して暮らし続けるための基幹的施設であることから、安定した病院運営に向け、医師や医療・介護スタッフの確保はもとより、旭川医科大学、富良野協会病院との病病連携により専門医療の提供を行うとともに、「町立病院新改革プラン」を基本として業務の効率化を進めます。

また、今後見込まれる慢性期の医療・介護ニーズの増加に応えるため、本年6月をめどに「介護医療院」4床の増床を図ります。

さらに、老朽化に伴う施設の改築については、昨年度まとめた基本計画に基づき、令和7年度までの竣工に向けて基本設計を進めます。

2 子育て支援

1 子どもの育つ力をのばす環境づくり（保健福祉課子育て支援班・児童相談支援センター）

児童館の運営を通じて居場所づくりのほか、健全な遊びを通じた生活の安定と能力の発達を

促し、子どもたちの健やかな成長につなげます。

また、最適な時期に効果的な指導、療育を提供できるよう、児童相談支援センターにおいて保護者からの相談対応や関係機関との情報連携を図るとともに、発達に課題のある児童については、円滑な就学と就学後の支援について教育機関との緊密な連携を図ります。

2 子育てと仕事の両立支援

（保健福祉課子育て支援班・子育て支援センター、教育振興課社会教育班）

町内の教育・保育施設において延長保育、一時預かり事業を実施するとともに、定期的な運営状況の確認と指導を行い、安心して子育てと仕事を両立できる環境の整備、支援体制の充実を図ります。

放課後事業においては教育委員会と連携し、児童が楽しく安全に過ごせる居場所として「放課後クラブ」「放課後スクール」を引き続き実施するとともに、ファミリー・サポート・センター事業においては、会員の相互援助により子どもの預かりや送迎のほか、病気のときや緊急時など様々な状況に対応することで、安心して働き続けられる環境を確保します。

3 子どもと子育てを支える地域づくり（保健福祉課子育て支援センター）

子育て家庭やこれから子育てを始める家庭の育児に対する不安や負担の軽減のため、子育て支援拠点の各種事業の充実を図ります。また、育児サークルの活動に対し継続して支援を行うとともに、新規サークルを促し、子育て世代におけるネットワークを構築することで不安なく子育てできる環境づくりを進めます。

4 安心して子育てできる環境の整備

（保健福祉課健康推進班・子育て支援班・子育て支援センター）

保健福祉総合センター内に設置している「子ども・子育て包括支援センター」「子ども家庭総合支援拠点」「児童相談支援センター」の各事業により、0歳から18歳までのすべての児童とその家族に対して、切れ目のない子育て支援サービスに関する情報提供を行うとともに、育児の悩みや児童虐待への対応も含め様々な相談に対応し、適切な支援につなげます。

また、昨年度に続き、父親が集う機会を設け、育児を家族全体で行う意識を高めることで、安心して出産し子育てできる家庭環境を整える取り組みを進めるとともに、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や母子保健事業を実施する中で、妊娠・出産・育児期の養育に関して積極的な支援を必要とする家庭に対しては、専門職員などが訪問し指導や助言を行う「養育支援訪問事業」を実施します。

子どもセンターにつきましては、町立病院建て替えに伴い解体が予定されていることから、発達支援事業所や子育て支援拠点事業等について将来像を含め、施設の確保、整備のあり方を本年度中にまとめるよう取り進めます。

5 子どもの貧困対策の推進（保健福祉課子育て支援班）

「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各関係機関・団体との連携・協力により、「教育・保育施設主食費助成」をはじめとした助成事業を通じて、子育て世帯における生活困窮対策を進めます。

3 高齢者支援

1 高齢者支援に関する指針の見直し（保健福祉課高齢者支援班）

令和3年度から「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年と「団塊ジュニア世代」が65歳となる令和22年の双方を念頭に置きながら、これまでの成果や分析等を行い、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、尊厳を持ち自分らしい生活を送ることができる社会を目指します。

2 介護予防の充実（保健福祉課高齢者支援班）

高齢期になってもいつまでも健やかな生活を送るためには、高齢者自身が加齢による生活機能低下を予防し、自立した生活を送ることが必要です。そのためには、生きがいを持ち、地域活動や就労的活動に参加するなど、できる限り要介護状態になることを予防する取り組みを継続し、健康寿命を延伸していく必要があります。そして、高齢者自身が自分の健康は自分で守るという自助の意識のもと、疾病等の早期発見・早期療養をすることが求められます。

このため、介護予防と健康づくりの総合的な推進に努めるとともに、高齢者の生きがいづくりと社会参加の支援の充実に取り組みます。

3 地域支援体制の充実（保健福祉課高齢者支援班、地域包括支援センター、町立病院）

高齢者の地域での暮らしを支える地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、地域包括支援センターの機能強化に取り組むとともに、地域包括ケアシステムの発展の基点となる地域ケア会議の充実に努めます。

さらに、高齢者本人とその家族が住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、地域における支え合いの体制づくりを進めるとともに、認知症施策推進大綱を踏まえた取り組みの推進や、住環境の整備、防災・防犯対策の充実を図ることで、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりを推進します。

ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯に加え、認知症などにより介護を必要とする高齢者も増加している実態から、誰もが不安なく、安全に生活できるよう地域包括支援センターを中心に関係機関と地域住民が一体となり、地域全体で見守り支え合うネットワークの充実を進めるほか、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現に向け、地域包括ケアシステムの深化と推進を図ります。権利擁護センターでは、成年後見制度の普及啓発、相談支援、申し立てなどの手続きに関する支援を行い、地域ケア支援を図ります。

また、介護保険などの公的サービスでは対象とならない、高齢者や障がい者の日常生活における困りごとに対する支援が求められていることから、社会福祉協議会との連携により、生活支援コーディネーターによる相談窓口の一本化を図るとともに、生活支援体制整備事業協議体により、ニーズの把握と適切な「生活支援」につなげる体制の整備に取り組みます。認知症総合支援事業、在宅医療・介護連携推進事業については町立病院との連携を強化し、迅速で適切なサービス提供につなげます。

4 介護保険サービスの充実（保健福祉課高齢者支援班、ラベンダーハイツ）

高齢者が、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して生活できるようなまちを

実現するには、公的な介護予防・介護サービスの基盤を整備することはもとより、介護人材の確保や介護現場における業務の効率化に向けた取り組みの強化が必要です。さらに、近年の災害の発生や感染症の流行下においては、各種支援・サービスの機能維持に努めることがより需要となります。

このため、サービスを必要としている方に必要なサービスを提供できるよう、介護サービスの利用支援や、介護保険制度の適正な運営、効率的な介護給付の推進に取り組むとともに、サービス基盤、人的基盤の整備に努めます。

地域の介護拠点施設であるラベンダーハイツについては、介護サービス提供の根幹となる介護士等職員の体制確保を図りつつ、感染症対策を継続して徹底し、利用者ニーズに即した信頼されるサービス提供を行います。

経営の安定化に努めるとともに、本年度は、居室排気ファンの更新整備、デイサービス利用者送迎用バスを更新し、老朽化する施設及び設備の適切な維持改善を図りながら、住み慣れた地域の中で安心して生活を継続していくための心の拠り所、地域の高齢者福祉、在宅福祉の拠点としても良質なサービスを提供します。

4 障がい者支援

1 障がい者支援に関する指針の見直し（保健福祉課福祉対策班）

近年、障がいのある人の高齢化、障がいの重度化、精神疾患患者数の増加など、障がい者施策のニーズは多様化しています。障がい者を取り巻く環境や障がい者自身の意識の変化、法令改正への適切な対応などを踏まえ、障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに支えあい、明るく、豊かに、安心して暮らすことのできる地域づくりを目指し、「第3期上富良野町障がい者計画（令和3～11年度）・第6期上富良野町障がい福祉計画（令和3～5年度）・第2期上富良野町障がい児福祉計画（令和3～5年度）」に基づき推進します。

2 広報・啓発活動の推進（保健福祉課福祉対策班）

障がいのある人もない人も、互いを尊重しあって地域でいきいきと暮らせる共生社会の実現をめざして、障がい者と地域住民、高齢者、児童などが交流し、理解を深めるためのふれあい事業への支援をはじめ、関係機関・団体・事業者と協働しながら、広報・啓発活動や福祉教育を推進します。

3 就労・雇用の促進（保健福祉課福祉対策班）

一般就労をめざす障がい者の一般社会への適応訓練を行う就労移行事業など、町内に事業所がないサービスについては、近隣の町外事業所の利用について支援します。また、一般就労が困難な障がい者の生活の安定と労働意欲の助長に向け、就労継続支援A・B型事業所を福祉的就労の中心として利用を促進することにより、障がい者の経済的安定、閉じこもりの解消を図ります。

4 保健・医療の充実（保健福祉課福祉対策班）

保健・医療・福祉部門の連携強化のもと、障がいの早期発見、早期治療、療育支援を推進し

ます。安心して医療が受けられるよう特定疾患治療や人工透析における通院交通費補助を継続するとともに、身体の障がいを経減するために必要な更生（育成）医療や精神障がいにかかる通院医療についての情報提供、相談体制の充実に取り組みます。

5 生活支援の充実（保健福祉課福祉対策班）

個々の多様なニーズに対応できるよう相談支援体制の充実を図るほか、障がい者の虐待の防止や権利擁護に関する取り組みを推進します。「第3次地域福祉計画」に位置づけられた「成年後見制度利用促進計画」に基づき、障がい者や認知症高齢者等の判断力が不十分な人に代わって財産の管理や意思決定を補助する「成年後見制度」の活用を社会福祉協議会と連携して支援し、地域で安心して生活できるよう体制の充実に向け取り組みを進めます。

また、スポーツ教室や作品展などの開催を通じ、障がい者の健康増進、スポーツ・文化活動へのかかわりを促す機会の充実に取り組みます。

6 障がい福祉サービスの提供（保健福祉課福祉対策班）

障がい者が地域において自立した生活ができるよう、訪問系サービスや日中活動系サービス、居住系サービスなど各種サービスの提供体制の充実を促します。特に、地域での生活を継続するための基盤確保として、グループホームの誘致に向け、今後も利用者数の動向やニーズを把握し各事業所への情報提供などの取り組みを進めます。また、広域的連携のもと、相談の支援や手話通訳者などの派遣、日中一時支援をはじめとする地域生活支援事業を実施します。

7 子どもの療育支援（保健福祉課発達支援センター）

障がいの有無にかかわらず、発達の遅れが気になる子どもに対し、子どもの日常生活における適応力をつけるため、その状況に応じた指導を早期から行うことで、子育ての不安感や負担感が軽減されるようサポートします。

また、発達支援センターにおいては、保護者や関係機関との情報共有を図りながら、個別支援計画に基づいた効果的な指導を行うほか、それぞれの家庭に応じた家族支援やきょうだい支援を行います。

5 地域福祉

1 分野横断的に取り組む体制の整備（保健福祉課福祉対策班）

関係機関、団体、事業所などと連携し、地域の中で互いに見守り、支え合う活動を推進します。また、就労や住まい、権利擁護、防災・防犯対策など、高齢者、障がい者、児童の福祉に共通する課題については「第3次地域福祉計画」に基づき、関係機関や団体とともに多様な課題に対応できる包括的な相談支援体制の整備に取り組みます。

2 支え合う意識の醸成と人づくり（保健福祉課福祉対策班）

広報啓発活動などを通じて、自分たちが暮らす地域や福祉への理解を深めるとともに、支え合い、助け合う意識の醸成に取り組みます。また、これからの地域共生社会の担い手づくりに向け、児童生徒や一般の方を対象に、福祉体験学習機会の提供などを通じて福祉教育を推進します。

3 地域福祉活動団体等の育成・支援（保健福祉課福祉対策班）

社会福祉協議会と連携し、ボランティアの活動状況のほか、ボランティアを必要とする方、支援する方双方のニーズを把握し、研修会や交流会などを通じたボランティアコーディネーターの資質向上、既存の活動の活性化を促すとともに、高齢者や障がい者の日常生活における困りごとに対する「生活支援」を担う人材の発掘、養成を進め、ボランティアセンターを核としてサポートを実施する体制を整備します。

また、地域の身近な相談役である民生委員・児童委員と連携し、地域全体での支え合いによる福祉の向上を進めます。

4 自殺予防の推進（保健福祉課福祉対策班）

「第3次地域福祉計画」に位置づけられている「自殺対策計画」に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、富良野保健所と連携し、専門家による相談事業を実施します。また、庁内の関係部署と連携した取り組みを行うほか、精神保健に関する研修会などを開催し、ゲートキーパーの育成を進めます。

5 生活困窮者への支援（保健福祉課福祉対策班）

核家族化や少子高齢化の進展、ライフスタイルの変化などを背景に、就労や心身の状況、地域社会との関係性など、多様な問題を複合的に抱えている生活困窮者が増加傾向にあることから、民生委員・児童委員や関係機関などの協力を得ながら、援護を必要とする世帯の実態把握を行い、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、資金貸付制度の周知と利用に関する助言、指導を通じ、必要な方に必要な支援が届くよう取り進めます。

6 国民健康保険・国民年金等

1 国民健康保険制度の健全運営（町民生活課総合窓口班）

国民健康保険事業については、医療の高度化により医療費負担が増加傾向で推移していることから、引き続き生活習慣病予防に重点を置いた特定健診と保健指導により医療費の抑制を図るほか、共同保険者である北海道と道内市町村とともに安定的な財政運営と効率的な事業運営を行います。

2 国民年金制度の周知徹底（町民生活課総合窓口班）

国民年金制度は将来の安定した生活につながるものであることから、制度に対する理解を深める広報・啓発などを通じて加入と納付を促し、年金受給権の確保を図ります。

3 活力と交流あふれる産業のまち

特色ある農業を中心に、商工業など各産業間の連携を図りつつ、活力とにぎわい、魅力あふれるまちづくりを進めます。

1 農林業

1 農業・農村を担う人材の育成（農業振興課農業振興班）

「第8次農業振興計画」に基づき、農業後継者はもとより多様な人材が就農できるよう、農業は本町の基幹産業として、農業、農村への理解を深める取り組みに努めてまいります。

また、就農支援制度の活用促進、キャリア教育の充実や高度で専門的な研修・教育を推進するとともに、新規就農者が円滑に就農できるよう地域における受け入れ環境の向上を図ってまいります。

2 農業生産基盤の充実（農業振興課農業振興班）

農業農村基盤整備については、農業の生産性向上を図るため、引き続き東中、島津地区において基盤整備事業を進めるとともに、事業効果の早期発現に向けて、十分な予算の確保と早期の完了に向けて関係機関に対し要望を行います。また、自然災害時における住民の安全確保のため、農村地域防災事業により引き続き日の出排水路の早期完了に向けて関係機関への要望を行ってまいります。さらに、生産物の円滑な運搬と品質の保持など、産業道路としての機能と輸送の安全性向上を図るため、北17号道路の整備を継続します。

3 農業生産の省力化・高品質化等の促進（農業振興課農業振興班）

農家戸数の減少や農業従事者の高齢化による労働力不足への対応、農業生産の維持、拡大につなげるため、省力化や効率化を可能にするスマート農業をはじめとする新技術の導入に向けた取り組みの支援を行います。また、国の米政策に対しては、農業再生協議会と協力し、安定生産、高品質化等の取り組みを推進します。

4 畜産の振興（農業振興課農業振興班）

畜産環境整備については、沿線自治体、JAなどの関係機関と連携し、道営草地畜産基盤整備事業（ふらの地区）により草地整備や哺育・育成センターの整備を進め、労働負担の軽減、生産の効率化を図ります。

また、ふらの沿線地域畜産クラスター協議会を通じて、各種制度活用による施設や機械整備、飼料生産組織の設置への支援等を行い、酪農経営の安定化を進めます。

5 食の安全・安心と環境に配慮した農業の促進（農業振興課農業振興班）

環境保全型農業直接支払制度や農業生産工程管理（GAP）の認証取得など、国や北海道の制度を活用し、安全で良質な農畜産物の安定生産、消費者の信頼確保を図るとともに、クリーン農業など環境と調和した持続的な農業を推進します。

6 農畜産物の消費の拡大（農業振興課農業振興班）

「食」による地域の魅力づくりについては、町内の飲食店や事業所で地元食材を活用したメニューや商品づくりが活発に行われており、農業者による6次産業化の取り組みも広がりが生まれてきております。ふるさと応援寄附制度等を活用し、地域ブランドとして大きな成長につながるよう、新たな商品開発をめざす事業者に対して、引き続き設備投資やノウハウの習得などハード・ソフト両面において支援するほか、地域の「食」ブランドを発信するイベントの開催等、農・商・工の産業連携によるまちの魅力度アップに向けた推進体制の強化を図ります。

7 都市・農村交流と6次産業化の促進（農業振興課農業振興班）

子どもたちの農業体験学習や「自然環境」などに関する教育の場を積極的に提供するとともに、美しい景観や新鮮な地元農畜産物など、農村の魅力を最大限活かしたグリーン・ツーリズムを推進し、都市部と農村の交流を促進します。

農業者が主体となって町や農業団体、商工業者と連携しながら進める6次産業化の取り組みを推進し、農業者に対する起業化への意欲を喚起するとともに、地域内外の関係機関や団体などと連携のもと、地域ぐるみで6次産業化、農商工の産業間連携に向けた推進体制の整備を推進します。

8 計画的な森林整備の促進（農業振興課農業振興班）

町内民有林の約7割が人工林であり、そのうち約8割が伐採期を迎えており、また、森林が持つ多面的な機能は私たちの生活と深く結びついていることから、森林環境譲与税を活用して民有林の今後の経営方針に関する調査を実施し、必要な整備を行います。

林業従事者の高齢化が進んでいることから、担い手確保に対する支援を行います。

9 有害鳥獣対策の強化（農業振興課農業振興班）

有害鳥獣による農業被害対策については、引き続き猟友会の協力のほか、国の支援制度も活用しながら駆除対策を継続するとともに、集落協議会との連携により、狩猟免許取得費用の助成など、駆除の担い手養成対策を継続して行うとともに、電牧柵設置に対し支援を行い、被害軽減対策を進めてまいります。

2 商工業

1 商工会の運営支援（企画商工観光課商工観光班）

コロナ禍で影響を受けた事業活動の回復・活性化を図る上でも商工会が果たすべき役割が大きいことから、個々の経営支援など町内事業所の活動が持続的かつ円滑に行われるよう、引き続き商工会の運営に対し支援を行います。

2 商工業経営の安定化・活性化の支援（企画商工観光課商工観光班）

町民の暮らしを支える生活基盤である商工業者の安定した経営は、新型コロナウイルス感染症の全国的な流行により大きな影響を受け、地域経済の持続的発展が危惧されることから、消費喚起を高め、地域経済の回復に向け取り組みを推進するほか、第2次商工業振興計画に基づき、事業者の経営基盤の強化を支援する持続化補助事業のほか、新規出店や新たな雇用を促す

新規開業等支援事業、資金調達を円滑に進める町融資制度による支援を継続して行うなど、商工会や金融機関と連携した取り組みを進めます。

3 商工業を担う人材の育成（企画商工観光課商工観光班）

商工業者の後継者不足や事業承継は、本町の地域社会を形成するうえで重要な課題であることから、引き続き後継者に対する奨励制度の運用や他の支援制度の情報提供など関係機関と連携し、担い手の確保につなげていきます。また、将来の町の産業を担う若手後継者や従業者のスキルアップ、異業種間の交流の場として人材育成事業を引き続き実施し、担い手の育成と活力ある地域産業づくりを進めます。

4 優良企業の誘致（企画商工観光課商工観光班）

地元雇用機会の確保、拡大に資する企業の立地、既存企業の事業拡大につなげるため、「企業振興措置条例」や国が行う中小企業振興策を基本に助成・優遇措置を講じます。

また、誘致企業への支援はもとより、トップセールスによる新たな企業の誘致に努めます。

5 地域ブランド開発への取り組み（企画商工観光課商工観光班）

地元農畜産物を活用したメニューの提供や商品開発など、「食」のブランド形成に向けた取り組みが活発に行われており、これらの取り組みがさらに浸透し広がるよう、農・商・工が連携した推進体制の強化を図り、特産品の開発や販路拡大、ブランド確立への包括的な支援を充実します。また、地域の「食」ブランドを発信するイベントの開催を通じ、地域全体での盛り上がりにつなげます。

3 観光・交流

1 観光協会の運営支援（企画商工観光課商工観光班）

本町の観光事業推進において新型コロナウイルス感染症の流行による地域経済への影響が大きく、観光需要・誘客の回復の中心的な役割を担う観光協会と連携し、対策の強化を進めます。

2 観光・交流資源の充実（企画商工観光課商工観光班、総務課財政管理班）

第2次観光振興計画に基づき、多様な観光・交流資源を生かし、観光地としての機能や利便性を高める取り組みを進めます。

新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、対策を講じたイベントの見直し・転換に合わせ、ロケツーリズム観光の推進を図り、観光客の誘致拡大・交流促進に取り組みます。

3 新たな魅力づくりへの取り組み（企画商工観光課企画政策班）

地方版総合戦略に基づき実施する地域再生事業の柱である小説「泥流地帯」の映画化に向け、「泥流地帯」映画化を進める会を中心とした機運醸成活動、さらにロケツーリズムの理念に基づくロケサポート組織との連携により、町内での円滑なロケ支援を行える体制づくりに取り組みます。

これらの事業推進にあたっては、ふるさと応援寄附や企業版ふるさと納税制度の有効な活用

を図ります。

また、国の制度を活用して「地域活性化企業人」を採用し、そのノウハウや知見を活かし、地域ブランドや商品開発など知名度の向上と映画「泥流地帯」の円滑な制作を図ります。

4 観光・交流を担う人材の育成（企画商工観光課商工観光班）

ホスピタリティを向上させるための研修会の開催のほか、ガイドの養成など観光を担う人材の育成を図り、来訪者にとって満足度の高い観光地づくりを進めるとともに、自然環境や歴史、文化など地域の資源を活用した「地域観光」の普及・理解に向け、積極的な情報発信を行います。

5 タウンプロモーション活動の推進（企画商工観光課商工観光班・企画政策班）

関係団体と連携し、道内の観光物産イベントはもとより、首都圏でのプロモーション活動を積極的に展開し、地域の魅力発信による誘客拡大を図ります。

6 外国人にやさしい観光地づくり（企画商工観光課商工観光班）

新型コロナウイルス感染症の影響により訪日外国人観光客の動向は見通しがたたないものの、受け入れ環境としてインフォメーション機能や多言語標記の再点検など解除後の対応に向けた取り組みを進めます。

7 広域観光体制の充実（企画商工観光課商工観光班）

それぞれの自治体を持つ個性や魅力を生かし、圏域全体としてのアピール力、集客力を高めるため、富良野・美瑛広域観光推進協議会をはじめとした広域観光の充実を進め、関係市町村、機関、団体と連携した取り組みを強化します。

8 十勝岳ジオパーク構想の推進（企画商工観光課ジオパーク推進室）

十勝岳ジオパーク構想は推進協議会の設立から6年目を迎え、拠点施設の整備や解説板の設置、モニターツアーの実施、教育活動、サポーターやガイドの養成などの取り組みの深化、充実を図りながら、本年度は日本ジオパークネットワークへの正規会員認定をめざします。

4 雇用対策

1 地元雇用を促進するための支援（企画商工観光課商工観光班）

新規開業等支援事業や企業振興事業の継続した取り組み、ハローワークなどを通じた求人情報の迅速な提供により雇用促進に努めます。また、北海道が運用するマッチングサイトと連動した移住・就業支援に取り組み、町内事業所への雇用促進、人材不足の解消につなげます。

4 未来を拓く人を育む教育・文化のまち

未来を拓く創造性豊かで心身ともにたくましい人材の育成を進めるとともに、生涯にわたって自ら学び、活動し、生きがいと感動に満ちた暮らしを送れるまちづくりを進めます。

1 学校教育

1 生きて働く学力の育成（教育振興課学校教育班）

本年度は新学習指導要領の中学校完全実施により、小中学校9年間のつながりの中で新学習指導要領に掲げる主体的、対話的で深い学びを実現し、子どもたちが将来必要となる資質や能力を身に付けさせるとともに、社会の変化に対応する教育を推進します。また、特別支援教育やキャリア教育、国際理解教育を推進し、社会的な自立と共生の力を育みます。

また、GIGAスクール構想の大幅な前倒しにより、児童生徒1人1台タブレットの整備を完了したことから、タブレットを有効に活用できる学習環境づくりを進めます。

さらに、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策を徹底した中で、子どもたちの学びの保障に取り組みます。

2 豊かな心の育成（教育振興課学校教育班・社会教育班）

多様な価値観を認め合い、他者と対話し協働するために必要な資質や能力を育成するため、道德教育、ふるさと教育、読書活動などを通じて、基本的な倫理観や規範意識を身に付け、思いやりの心や美しいものに感動する心を育むとともに、スクールカウンセラーを中心として、就学前から学童期、思春期の子どもたちの健やかな心の育ちを切れ目なくサポートする体制の充実を図ります。

また、総合学習の時間などにおいて自分たちが住んでいる地域の地形や地質、成り立ちなどを知るジオパーク学習を進め、ふるさとへの愛着を育む取り組みを進めます。

3 健やかな体の育成（教育振興課学校教育班）

学校保健活動や保健体育の授業を通じて健康教育の充実を図るとともに、体力・運動能力調査を活用し、子どもたちの体力、運動能力の増進を図ります。また、給食指導を通じて食に関する正しい知識の習得と地場産農産物を活用した食育を推進するほか、小児生活習慣病予防健診（かみふっ子健診）との連携により健康教育の充実に取り組みます。

4 学びを支える家庭・地域づくり（教育振興課学校教育班・社会教育班）

学校はもとより、家庭や地域社会の教育力の向上に向けて、基本的な生活習慣の形成など、すべての基礎となる家庭教育の支援に取り組むとともに、地域と一体となって子どもたちを育む環境づくりを進めます。

また、すべての小中学校に導入したコミュニティ・スクールのメリットを生かした学校運営が着実に進むよう、地域と学校が協力しやすい環境づくりに取り組みます。

5 学びを高める信頼される学校づくり（教育振興課学校教育班）

「社会に開かれた教育課程」を理念に、教員の資質と能力向上、教育環境の充実、学校段階間の連携や学校運営の改善を進め、教育の質の向上を図ります。

また、子どもたちの安全・安心確保はもとより、自分の身は自分で守る安全教育を充実させるとともに、全小中学校に導入した校務支援システムを活用し業務の効率化を図るなど、学校における働き方改革により教職員の健康管理と業務改善を進めます。

6 高等学校存続に向けた取り組み（教育振興課学校教育班）

地域から高校がなくなることによる影響、地域活動への参画状況、地域からの期待などを踏まえ、上富良野高等学校の存続に向けて町全体での総合的な支援を進めます。引き続き就学支援金や入学準備金などの助成、給食の提供、特色ある教育活動に対する助成、ジオパーク学習の取り組みなどを通じて、魅力ある高校づくりをサポートします。

2 社会教育

1 家庭と地域の教育力の向上促進（教育振興課社会教育班）

家庭において子どもたちの人格形成に必要な基本的な生活習慣と調和のとれた心身を育むことが教育の原点であることから、「早寝・早起き・朝ごはん運動」や「生活リズムチェックシート」の活用などを通じて、食事や睡眠などの大切さへの理解を促すほか、親子の絆を深めることで健やかな子育てができるよう、家庭教育学級などの多様な学習機会や子育てサークルなどへの情報提供に努めるとともに、本の読み聞かせや芸術鑑賞など、情操を豊かにする取り組みについて地域の教育力も活用しながら充実を図ります。

放課後事業においては保護者や学校、地域などの理解と協力を得ながら、児童の安全・安心な居場所として「放課後クラブ」「放課後スクール」の内容充実に取り組み、子どもたちを健全に守り育てる事業として推進します。

2 青少年の健全育成に向けた取り組み（教育振興課社会教育班）

次代を担う青少年のスポーツ・文化活動推進のため、子ども会やスポーツ少年団、青少年団体協議会などの自主的な活動を尊重し、継続して支援、協力を行うほか、子ども会事業と連携したジュニアリーダーの育成、「なかよしサミット」や「通学合宿」を通じて自立意識や仲間意識、リーダー意識を育てる取り組みを進めます。また、青少年健全育成をすすめる会、子ども会育成協議会、学校支援ボランティアなどの教育関係団体との活動を通じて、地域と学校、教育機関が連携しながら青少年が健やかに育つ環境づくりを町民総ぐるみで推進します。

青少年期における海外での生活を通じた異文化・言語体験により、グローバルに活躍できる人材を育成することを目的に、中高校生を対象とした海外派遣事業を実施します。

また、本年度は、3年ごとに開催しています青少年国内交流事業を友好都市の三重県津市に小学4年生から6年生を派遣します。

3 魅力ある講座・教室等の企画・開催（教育振興課社会教育班）

マイプラン・マイスタディ講座など町民の自主的な学習活動への支援と公民館講座の開設を

はじめ、女性学級により幅広い年齢層に対し多方面にわたる学習機会の提供に取り組むほか、いしずえ大学を通じて高齢者の学びと生きがいづくりを促します。

4 学習関連施設の適正管理（教育振興課社会教育班）

社会教育総合センターや公民館、セントラルプラザなどの学習関連施設について、学習施設としての機能が十分に果たされるよう適切な維持管理に努めるとともに、計画的な改修を実施し、安心して利用できる環境整備を行います。

5 図書館の充実と読書活動の促進（教育振興課社会教育班）

各世代が読書に親しめる環境づくりとして、図書館の一般書の整備拡充を図るとともに、「第3次子ども読書推進計画」に基づき児童書の蔵書を充実させるほか、図書館まつりの開催などを通じて利用促進に取り組みます。

夏・冬休み期間中の月曜日の臨時開館、読書スタンプ帳の発行、図書館での読み聞かせ会の実施、移動図書活動を通じて子どもたちが本にふれる機会の拡大を図るとともに、親子で読書の楽しみにふれるきっかけづくりとして、7カ月児を対象に保護者が選んだ絵本を贈る「すすく絵本（はじめての読書推進事業）」を実施するほか、「子育て支援・家庭教育コーナー」の関係図書充実を図り、子育て支援と家庭の教育力向上の取り組みを進めます。

また、ボランティア団体による読み聞かせスキルアップのための研修会開催などに対する支援継続のほか、学校図書館に図書館職員を派遣し、学校における読書環境の充実を進めます。

ジオパーク関連の書籍を集めた「ジオ図書コーナー」についても様々な年代の興味を引くよう蔵書の充実を図ります。

このほか、図書館に足を運んでいただけるきっかけとなるよう、読み聞かせ室に世界の童話を集め、子育て世代が気軽に利用できる図書館づくりに努めます。

3 スポーツ

1 スポーツ団体・指導者の育成（教育振興課社会教育班）

町民の自主的なスポーツ活動の一層の活性化を促すため、スポーツ協会やスポーツ少年団の支援を進めるとともに、町民の多様なニーズに応えるため、スポーツ推進委員などスポーツ活動指導者の育成、確保に取り組めます。

2 スポーツ活動の普及促進（教育振興課社会教育班）

それぞれの体力や年齢に応じた体力増進、多様なスポーツに取り組むことができるよう、スポーツ推進委員やスポーツ団体との協力により各種スポーツ大会を開催するほか、地域や関係団体と連携を図りながら、スポーツの普及に向けた教室や競技力向上のための指導者講習会を実施するとともに、各団体の自主的な活動を支援します。

3 スポーツ施設の適正管理（教育振興課社会教育班）

社会教育総合センターや運動公園、島津公園野球場などについて、スポーツ施設としての機能が十分に果たされるよう適切な維持管理に努めるとともに、スポーツ関係の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに基づき、感染症対策を徹底した中で、安心して利用できる環

境づくりを行います。本年度は、運動公園テニスコートの1面の整備を実施します。

4 文化芸術

1 文化団体・指導者の育成（教育振興課社会教育班）

町民の自主的な文化芸術活動の一層の活発化を促すため、文化連盟をはじめとする各種文化団体の育成、支援を進めるとともに、町民の多様なニーズに応えられるよう、文化芸術活動の指導者の育成、確保に取り組めます。

2 文化芸術にふれ、活動する機会の充実（教育振興課社会教育班）

幼児、小学生を対象とした芸術鑑賞会の開催、文化団体や愛好者が主体的に企画、実施する自主企画芸術鑑賞事業や文化教室への支援を通じて、優れた芸術、芸能、文化にふれる機会を提供するほか、日頃の活動成果の発表の場として総合文化祭の開催、富良野地区文化団体交流会への参加支援などにより地域文化の継承と発展、一人ひとりの心豊かな生活の実現をめざします。

3 文化財の保存・活用（教育振興課社会教育班）

郷土館事業としてホームページにおける収蔵資料に関する情報提供、郷土の歴史を探訪する研修会の開催、総合文化祭における「郷土館特別展」実施のほか、十勝岳ジオパーク構想について学び、活動に対する理解の浸透につながるよう展示内容の充実に取り組めます。

5 発展を支える生活基盤が整ったまち

町全体の一体的、持続的な発展を支える、快適で安全・安心な生活基盤の整備を進めます。

1 土地利用

1 適正な土地利用の促進（企画商工観光課企画政策班）

「国土利用計画法」や「北海道水資源の保全に関する条例」など土地利用に関する法令、手続きの周知に努め、適正な土地取引・利用を促します。

2 道路・公共交通

1 国道・道道の整備促進（建設水道課土木建設班）

国道、道道は地域間の産業振興や観光事業における主要な幹線道路であることから、安全性や利便性をはじめ景観など地域特性に配慮した整備を関係機関に引き続き要請します。北海道が実施している道道吹上上富良野線整備事業については、早期完成に向けて強く要望していくとともに、ラベンダーの植え替えなどが行われている通称ラベンダーロード部分についても整備継続を働き掛け、美観改善を図ります。

また、地域高規格道路である旭川十勝道路については、旭川十勝道路整備促進期成会とともに、整備促進に向けて関係機関に要請していきます。

2 町道の整備と適正管理（建設水道課土木建設班）

国道や道道を補完する町道は、町内地域間の移動や日常生活に欠かすことのできない生活の基盤であることから、長期的な展望のもと「道路等整備計画」の更新を図りながら計画的、効率的に整備を進めます。本年度は簡易舗装1路線、改良舗装1路線及び1路線の歩道整備を実施するとともに、適正な維持管理を行い、利便性の向上と安全の確保に取り組みます。

3 橋梁の長寿命化（建設水道課土木建設班）

「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、老朽化した橋梁の修繕等を実施し、長寿命化を図り、本年度は3橋の修繕工事及び44橋の近接目視点検を実施します。

4 冬道の安全確保に向けた取り組み（建設水道課土木建設班）

積雪状況に応じた効率的かつ安全な除排雪や、冬期における交差点やカーブ等の滑り止め対策など、冬道の安全確保を図ります。

5 J R 富良野線の維持・存続に向けた取り組み（企画商工観光課企画政策班）

J R 北海道と J R 富良野線の沿線5市町で組織する J R 富良野線連絡会議における協調体

制のもと、「富良野線（富良野～旭川間）事業計画（アクションプラン）」の着実な推進と、利用促進を核とした路線存続に取り組みます。

6 地域内公共交通の維持・充実（総務課総務班・財政管理班、企画商工観光課商工観光班）

町営バス十勝岳線については、町の主要観光地である十勝岳温泉への公共交通機関であり、町民のほか多くの観光客が利用する路線であることから、利便性の向上と安全運行に取り組みます。本年度は、昨年度において実施した早朝特別便の試験運行結果を踏まえ、登山客や温泉利用客の利便性向上のほか、登山シーズンの十勝岳温泉駐車場の混雑解消の一助として、山加停留所で折り返している第1便について、6月から9月までの土・日・祝祭日に限り十勝岳温泉までの延長運行を実施します。

予約型乗合タクシー事業については、高齢者や障がい者などの地域内における交通手段として定着化が進んでいるものの、新型コロナウイルス感染症の流行以降、「乗合」という性質上、登録者の利用が減少していますが、利用者が安心して利用できるよう消毒等の感染症予防対策を講じ、安心・安全な運行に努めます。

3 情報化

1 さらなる情報化の推進（総務課総務班・財政管理班）

令和2年度に引き続き高度無線環境整備（光ファイバ整備）事業を進め、町内全域における高速情報通信環境の整備を図るとともに、町民生活に役立つ新たな情報サービスの提供について調査研究を進めます。

また、町民の利便性向上に向けて電子申請などの利用を促進するとともに、観光客へのサービス向上や災害時の通信手段の確保、町の情報発信の強化に向け、公衆無線LANアクセスポイントの増設をはじめ、昨年度から実施している高度無線環境整備事業により町内全域に光ファイバ通信網の整備を図り、町全体のさらなる情報通信環境の向上を図ります。

町の行政ホームページなどインターネットを活用した情報提供については、町民生活に定着するよう内容の充実に取り組むとともに、町外への情報発信手段として適切、有効な活用を図ります。

2 情報セキュリティ対策の強化（総務課総務班）

情報システムを取り巻く様々な脅威は日々変化していることから、それらに迅速かつ的確に対応するため、随時関連情報を収集するとともに、人的・物理的・技術的情報セキュリティ対策を強化します。

4 住環境整備

1 空き家・空き地の実態把握（建設水道課建築施設班）

空き家・空き地に関する実態調査や空き家相談窓口へ寄せられた情報などから、常に最新の

情報を把握するとともに、それらの情報を利用した所有者、管理者などへの指導や助言により適正な管理を促します。

2 空き家・空き地の有効活用と発生抑制（建設水道課建築施設班）

住宅を長く使い続けてもらうほか、賃貸や転売による利活用につながるよう引き続きリフォーム費用助成制度や耐震改修費用助成制度を実施します。また、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす空き家の増加を抑制するため総合的な対策を進めます。

3 町営住宅の整備（町民生活課生活環境班）

新たに策定した「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、人口や入居需要に見合った整備・管理戸数としていくとともに、本年度は泉町南団地の外構工事を行ってまいります。

敷地内における日常の環境整備については、入居者による自主的管理に向けた協議を進めながら、快適な住環境を提供します。

4 移住の促進に向けた取り組み（企画商工観光課企画政策班）

「第2次定住移住促進計画」に基づき、民間賃貸住宅を活用した中・長期滞在向けのシーズンステイ住宅の提供を継続し二地域居住への足掛かりとするほか、移住相談会への参加など、町外からの移住を促します。

移住を希望する現役世代との生活体験と就労体験を併せたマッチングの仕組みづくりについては、コロナ禍における実施方法など継続した取り組みの研究を進めます。

福祉や教育、産業など各種施策の充実と連携により、町内在住者が地元で愛着を感じ、住み続けたいと思える、将来にわたって地域で安定的に豊かな生活を継続できるまちづくりを進めます。

移住相談窓口のホームページについて、移住希望者が本町での生活を具体的にイメージし「行ってみたい」「住んでみたい」と思えるよう、内容の充実を図り、リニューアルを行います。

町内の事業所へ就職した大学等新卒者に対し、奨学金返還支援を行い地域産業を支える中小事業者等の人材確保、定住促進により活力ある地域の形成を図ります。

6 ともに生き、ともにつくるまち

すべての人が尊重され、ともに支え合い、ともに生き、ともに活躍するまちづくりを進めます。

1 人権尊重・男女共同参画

1 人権教育・啓発の推進（保健福祉課福祉対策班）

人権擁護委員による未就学児や小中高生を対象とした人権教室などの開催をはじめ、様々な機会を通じて啓発活動を行い、差別や偏見、いじめ、暴力、虐待などのない地域社会づくりに向け、人権を尊重し、互いを認め合う意識の醸成を図ります。

2 人権相談の充実（保健福祉課福祉対策班）

人権擁護委員と連携し、6月1日の人権擁護委員の日、12月4日から10日までの人権週間に合わせ、広報紙を通じて人権尊重の大切さを呼び掛けるとともに、6月と12月に「特設人権心配ごと相談所」を開設し、セクハラ、家族関係、学校でのいじめや体罰問題などあらゆる相談に無料で応じ、相談体制の充実を図ります。

3 男女共同参画・女性活躍の社会環境づくり

（町民生活課自治推進班、保健福祉課子育て支援班、教育振興課社会教育班）

女性としての視点や能力の活用のため、町の各種審議会などに女性を積極的に登用するほか、地域や団体に女性の役員登用についても働きかけていくとともに、女性連絡協議会の活動に対する支援を行います。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進し、多様で柔軟な働き方へのニーズに対応できる環境を整えます。

2 コミュニティ

1 コミュニティ意識の啓発（町民生活課自治推進班）

地域コミュニティが果たす役割は、子育てや高齢者の生活支援、災害時の要援護者支援などの生活上の課題への対応において、非常に重要なことから、町内会加入促進チラシの配布などを通じて「つながる意識」の醸成を図ります。

2 コミュニティ活動の活性化支援（町民生活課自治推進班）

住民会の自主的な活動を支援するために、住民自治活動推進交付金を交付するほか、地域コミュニティ活性化会議を開催し地域の連帯感強化と活性化、「参加する意識」の浸透を促します。また、協働のまちづくり推進補助金を拡充し、住民会や町内会などが自ら企画、実施するコミュニティ活動を支援します。

住民自治活動推進交付金については、前回改定から14年が経過していることから、交付方法などの見直しについて住民会長との協議を進めます。

3 コミュニティ活動拠点の充実支援（町民生活課自治推進班）

コミュニティ活動の活発化に向け、地域の集会施設が適正に運営されるよう整備や支援を行います。

3 地域間交流

1 三重県津市との交流の推進（町民生活課自治推進班、教育振興課学校教育班）

友好都市である三重県津市との絆がさらに深く強固なものとなるよう、訪問交流、友好都市パネル展などの交流事業を推進するとともに、民間事業者間における経済交流についても継続、発展が図られるよう支援します。

2 国際交流の検討・推進（町民生活課自治推進班）

友好都市であるカナダのカムローズ市との交流については、グローバル化が進んでいる社会情勢を踏まえ、今後の活性化に有効な手段や内容についての検討を加えながら、交流を進めます。また、小中学校での外国語教育を通じて他国の文化や社会への理解を深めるとともに、子どもたちのグローバルな感覚を育成します。

4 協働、自衛隊との共生

1 まちづくり意識の啓発（町民生活課自治推進班）

「自治基本条例」と「協働のまちづくり基本指針」に基づき協働のまちづくりを進めるため、まちづくりフォーラムや出前講座などを実施し、郷土愛の醸成、まちづくり意識の高揚を図るとともに、まちづくり活動が広く浸透するよう広報紙などによる啓発活動を推進します。

2 情報共有の推進（町民生活課自治推進班）

広報かみふらのや行政ホームページ、防災行政無線、SNSなどによる広報活動及び住民会長との町政懇談会、「町長と語ろう」、パブリックコメント、町民ポストなどの広聴事業を通じて町民との情報共有を図るとともに、町政への反映に取り組みます。

3 多様な分野における参画・協働の促進

（町民生活課自治推進班、企画商工観光課ジオパーク推進室）

町の各種計画策定や見直しなどの際には、審議会委員の一般公募やアンケート調査、パブリックコメントなどを実施し、町民がまちづくりに参画する機会の充実に取り組みます。

また、協働のまちづくり推進補助金については、本年度から制度を拡充し、自主的なまちづくり活動を支援します。

十勝岳ジオパーク構想の取り組みとして、地質や地形、自然環境、動植物などの生態、郷土

の歴史、まちづくりなど、多様な分野での取り組みを地域内で共有できるよう、意見交換や情報共有の場を設けます。

4 自衛隊との共存・共栄（総務課基地調整・危機管理室）

平成30年12月に策定された「防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画」に基づき、新たな体制づくりと防衛力の整備が進められることから、関係する市町村や機関、団体と連携しながら、引き続き上富良野駐屯地の現状規模堅持はもとより、さらなる拡充に向けて要望活動を進めます。

上富良野演習場の安定的・継続的使用に向け、従前と同様に駐屯地と連携し、障害の防止や軽減を図るとともに、防衛施設周辺の生活環境などの向上に取り組むほか、演習場周辺3地区（日の出、富原、倍本）の振興策として上富良野演習場周辺地区自治活動奨励事業補助を実施します。

また、定年退官後も引き続き上富良野町に住み続けてもらえるよう関係機関と協力し、退官者の再就職等の支援を取り組みます。

5 行財政運営

1 行財政改革の推進（総務課総務班、企画商工観光課企画政策班）

最小の経費で最大の効果を得るという普遍の要請と、社会の変化に対応する見直しという不断の要請に応える行政運営が求められていることから、より効果的な町政運営の手法を常に追求しながら行財政改革を継続して進めていくため、「町政運営推進プラン」に基づき、本年度に取り組むべき項目について着実に実践します。

また、職員個々の資質向上に向けた研修の充実や人事評価制度の活用による人材育成の取り組みと併せ、地方創生時代にふさわしい住民自治と補完し合う、柔軟で機能的な組織体制の構築をめざします。

令和2年2月に策定された「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、掲げた4つ基本目標の実現に向け、数値目標、重要業績評価指標（KPI）の達成状況を確認しつつ、重点的に取り組む各施策の着実な推進を図ります。

2 財源の確保（総務課財政管理班、町民生活課税務班、企画商工観光課企画政策班）

行政経費全般について点検、見直しによる節減、合理化を進めることで財源の有効活用を図るとともに、受益者負担の適正化に向けて使用料や手数料などの収入についても引き続き点検、見直しを行います。

町税は町の歳入の根幹を成すものであり、税収確保は極めて重要なことから、課税客体の適正な把握による公平、公正な課税に努めます。

納税については、納期内納税の推進により新たな滞納者を出さないよう努めるとともに、滞納者の生活実態に応じた確実な分納の推進などを引き続き実施するほか、呼出催告、財産の差押え、行政サービスの制限など現行制度の中で最大限に取り組みます。

また、債権管理条例により税外収入も含めた重複滞納者に対する総合調整を図るなど、組織内の連携により収納対策の取り組みを進めるとともに、効果的かつ確実な債権管理の取り組みにより収納率向上に努め、町の財源確保を図ります。

行政経費全般について点検、見直しによる節減、合理化を進めることで財源の有効活用を図るとともに、受益者負担の適正化に向けて使用料や手数料などの収入についても引き続き点検、見直しを行います。

また、ふるさと応援寄附制度を活用したふるさと応援モニター事業により、地域の特産品を広くPRするとともに、地域活性化財源としての確保を図ります。

さらに、企業参画による財源調達手段として企業版ふるさと納税制度の有効活用を図ります。

3 効果的・効率的な財政運営の推進（総務課財政管理班）

各種財政指標をはじめとした財政状況の分析、将来における収支の見通し、政策調整会議による事務事業評価、町政運営プラン等を踏まえ、事務事業の費用対効果や優先度、必要度等を総合的に判断し、限られた財源の適正配分を図りつつ、効果的・効率的な財政運営を進めます。

4 公共施設の計画的な管理（総務課財政管理班）

「上富良野町公共施設等総合管理計画」をはじめ、施設ごとに定めている個別の長寿命化計画等に基づき、集約化と長寿命化を基本として適正かつ計画的な管理を行います。

5 広域行政の推進（総務課財政管理班、企画商工観光課企画政策班）

「第3次富良野広域連合広域計画」に基づき、富良野広域連合の構成自治体として、また、広域消防の本部設置自治体として、広域連合の設置目的が果たされるよう構成市町村と連携し、相互理解を深めながら、広域行政の推進に取り組みます。

また、富良野市との間で締結している定住自立圏形成協定に基づき、富良野圏域5市町村の連携による具体的な取り組みを定めた「第2次富良野地区定住自立圏共生ビジョン」を着実に推進し、圏域全体の発展につなげます。

6 十勝岳ジオパーク推進協議会事務局体制の充実（企画商工観光課ジオパーク推進室）

平成29年度の審査で指摘を受けた課題について、十勝岳ジオパーク推進協議会の事務局を美瑛町役場内に一本化、さらに、令和2年度に専門員を任用し、事務局体制の強化、ジオパークガイドの養成など取り組みを進めてまいりました。

本年度の日本ジオパークネットワーク正規会員認定をめざし、取り組みの充実を図ります。

